

平成 27 年度第 2 回横須賀市自殺対策連絡会次第

日時：平成 28 年 1 月 20 日（水）

午後 3 時～

場所：横須賀市保健所 第 1 研修室

傍聴 2 名 (7 市、小林 室長)

1 健康部長のあいさつ

H27 暫定値で全国平均を下。本市は既に 11 月より下。国の事務が内閣府から厚労省に移り、法改正が  
多々あり、今後と本市は取り組みを進めていく。本市の特別集計の結果は

2 連絡会の傍聴について

2 名

お茶いし。

3 議事

(1) 横須賀市の雇用状況について

ハローワークよこが

(2) 平成 27 年自損行為による救急搬送実績について

消防局 救急課

(3) 神奈川県司法書士会ベッドサイド法律相談について

神奈川県司法書士会 横須賀支部

(4) 労働者ストレスチェックについて

労働基準監督署

(5) 過重労働による健康障害防止について

労働基準監督署

(6) 平成 27 年横須賀市の自殺者数について

保健所健康づくり課

(7) 横須賀市の自殺分析について

(8) 横須賀市の自殺未遂者支援状況について

(9) 平成 27 年度横須賀市自殺未遂者検討会について

(10) その他 ① 3 月の街頭キャンペーンについて

② 今後の進め方 (本年度は終)

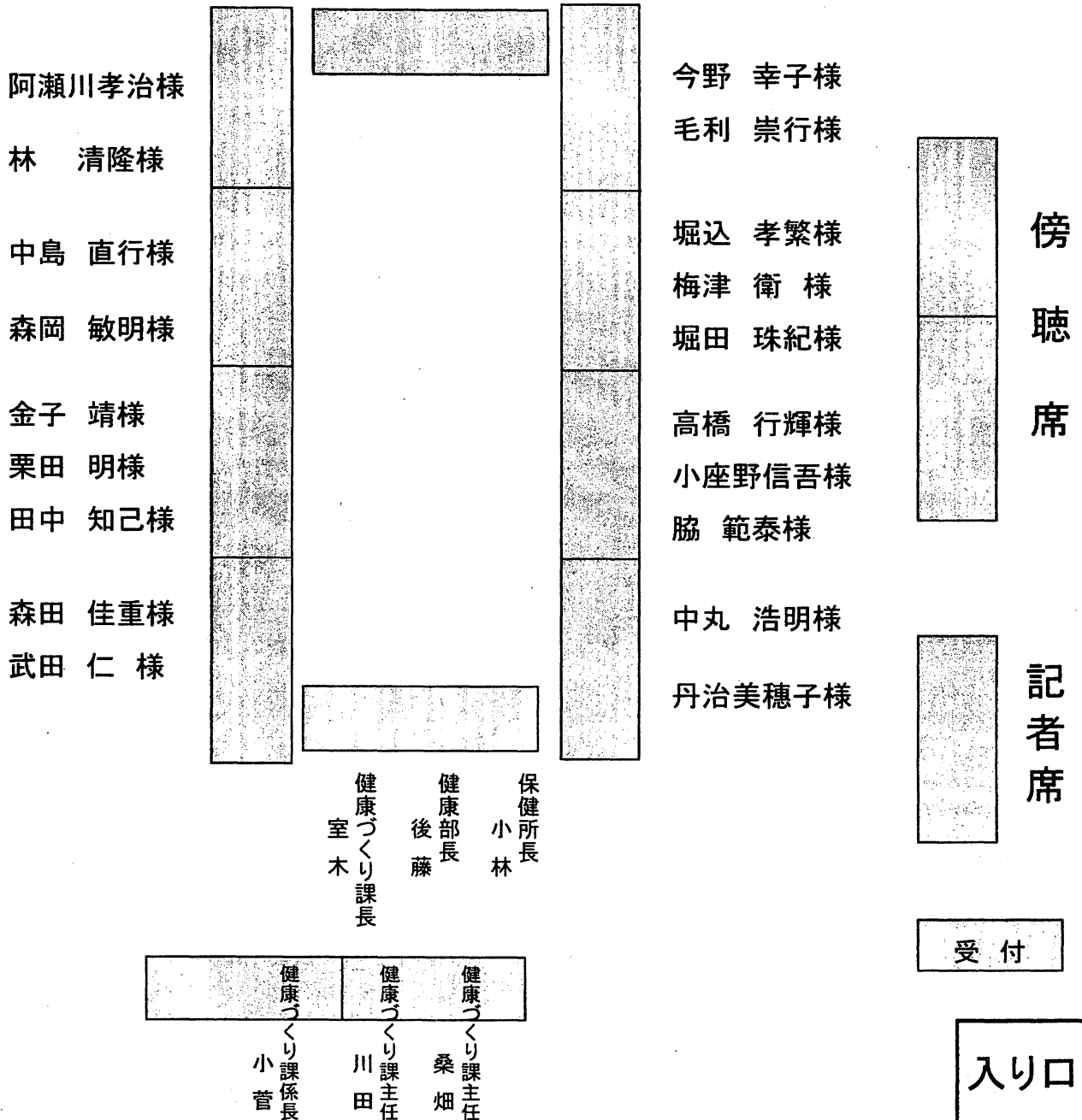
③ 新しい「心のサポート」

# 横須賀市自殺対策連絡会座席表

平成28年1月20日(水)午後3時から

保健所 第1研修室

大滝座長 奥原副座長



## 平成27年度横須賀市自殺対策連絡会構成員名簿

	構成員氏名 (ふりがな)	所属・役職
1	◎大滝 紀宏 (おおたき としひろ)	社団法人横須賀市医師会 (湘南病院院長：精神科医)
2	○奥原 孝幸 (おくはら たかゆき)	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 リハビリテーション学科准教授
3	阿瀬川 孝治 (あぜかわ たかはる)	社団法人横須賀市医師会 (汐入メンタルクリニック院長：精神科医)
4	今野 幸子 (このの さちこ)	横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長
5	林 清隆 (はやし きよたか)	横須賀公共職業安定所 次長
6	毛利 崇行 (もうり たかゆき)	横須賀労働基準監督署 安全衛生課長
7	工藤 幸久 (くどう ゆきひさ)	横須賀商工会議所 産業・地域活性課長
8	中島 直行 (なかじま なおゆき)	特定非営利活動法人三浦半島地域・ 精神障害者の生活を支える会理事
9	堀込 孝繁 (ほりごめ たかしげ)	財団法人横須賀市産業振興財団 常務理事兼事務局長
10	森岡 敏明 (もりおか としあき)	横須賀警察署 生活安全課長
11	金子 靖 (かねこ やすし)	田浦警察署 生活安全課長
12	吉田 貴仁 (よしだ たかひと)	浦賀警察署 生活安全課長
13	松岡 義久 (まつおか よしひさ)	横浜弁護士会 横須賀支部
14	堀田 珠紀 (ほった たまき)	神奈川県司法書士会 横須賀支部

平成27年度横須賀市自殺対策連絡会構成員名簿

	構成員氏名 (ふりがな)	所属・役職
15	栗田 明 (くりた あきら)	横須賀市薬剤師会
16	高橋 行輝 (たかはし ゆきてる)	市民部市民生活課長
17	畠山 由佳 (はたけやま ゆか)	市民部人権・男女共同参画課長
18	小座野 信吾 (こざの しんご)	市民部消費生活センター所長
19	田中 知己 (たなか ともみ)	福祉部高齢福祉課長
20	脇 範泰 (わき のりやす)	こども育成部こども青少年支援課長
21	森田 佳重 (もりた よしえ)	こども育成部こども健康課長
22	中丸 浩昭 (なかまる ひろあき)	消防局消防・救急課長
23	丹治 美穂子 (たんじ みほこ)	教育委員会事務局学校教育部支援教育課長
24	武田 仁 (たけだ ひとし)	教育委員会事務局学校教育部教育研究所長

◎は座長 ○は副座長

平成27年4月1日現在

事務局：保健所健康づくり課 電話822-4336 (直通)

## 横須賀市自殺対策連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 本市内の関係機関が連携を強化し、現状、課題及びこれらを踏まえた自殺対策の情報を共有するため、横須賀市自殺対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺の現状把握に関する情報交換
- (2) 市及び関係機関における連携方法についての意見交換
- (3) 自殺対策に関する意見交換
- (4) その他連絡会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 連絡会の構成員は、25人以内とする。

2 連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者、関係団体の代表者、労働基準監督署その他の関係行政機関の職員のうち市長が依頼した者
- (2) 別表に掲げる職員

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長等)

第4条 連絡会に座長及び副座長を置き、構成員が互選する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 連絡会の会議は、座長が招集する。

2 連絡会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康部保健所健康づくり課において行う。

### (その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会の同意を得て座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

(経過規定)

2 第3条第4項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

市民部市民生活課長	同人権・男女共同参画課長	同消費生活センター所長
福祉部高齢福祉課長	こども育成部こども青少年支援課長	同こども健康課長
消防局消防・救急課長	教育委員会事務局学校教育部支援教育課長	同教育研究所長

## 横須賀市自殺対策連絡会傍聴実施要領

### (総則)

- 1 この要領は、横須賀市自殺対策連絡会（以下「連絡会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

### (原則公開)

- 2 連絡会は、原則として公開とする。ただし、内容等の都合により座長の判断でこれを非公開とすることができる。

### (傍聴人の資格)

- 3 連絡会の傍聴者は、原則として市内に在住若しくは通勤、通学するものとする。

### (傍聴人の定員)

- 4 連絡会の傍聴者の定員は、原則として10人以内とする。ただし、定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

### (傍聴の範囲)

- 5 傍聴の範囲は、公開された連絡会の議事すべてとする。

### (傍聴章)

- 6 傍聴者は、傍聴章(第1号様式)の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には返還しなければならない。

### (傍聴者の遵守事項)

- 7 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、座長の指示に従わない場合は、座長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 連絡会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
- (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
- (4) 病気その他の理由により座長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
- (5) 物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。
- (6) むやみに席を離れないこと。
- (7) メモをとることはできるが、写真・ビデオの撮影、録音をしないこと。
- (8) その他、連絡会の秩序を乱したり、妨げになるような行為をしないこと。

### (連絡会の事務)

- 8 連絡会の傍聴の実施に係る事務は、健康部保健所健康づくり課が行う。

### 附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(第 1 号様式)

NO.
横須賀市自殺対策連絡会
傍 聴 章
(お帰りの際は、事務局へお返しください)



平成 28 年(2016年)1月20日

自殺対策連絡会構成員 各位

横須賀市保健所長

平成 27 年度街頭キャンペーンのボランティア参加について(依頼)

初春の候、皆さまにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

国は、3月を「自殺対策強化月間」と定め、重点的に広報啓発活動を実施しております。横須賀市では、一人でも多くの方が悩みや問題を抱えた際に解決するきっかけとなるように、「私も、“ゲートキーパー”」をキャッチフレーズに下記のとおり街頭キャンペーンを実施します。悩んだ時の相談窓口を掲載した冊子、「よこすか心のホットライン」を配布します。ひとりでも多くの方に、この冊子を受け取ってもらえるよう、キャンペーンにご協力して頂きますようお願いいたします。

つきましてはご参加いただける方は、平成 28 年 3 月 1 日(木)までに別紙参加票をご記入の上、FAX にてご返送下さいますようお願いいたします。

#### 記

1. 開催日時 : 平成28年3月16日(木曜日)17時~19時  
(キャンペーン実施時間 17時30分~18時30分)
2. 開催場所 : 京急久里浜駅前(集合は改札前付近)
3. 活動内容 : 「よこすか心のホットライン」を配布します。

(事務担当)

保健所健康づくり課 ころの健康係

川田、桑畑

電話:822-4336(直通)

FAX:822-4874

平成27年度 自殺予防街頭キャンペーン参加票

1、参加について、該当する方に○をおつけください。

・参加できる

→ キャンペーン用のキャップをお持ちですか？

キャップ(ピンク色の帽子) : ある ・ なし

2、参加される方について (参加されない場合はお名前だけご記入ください)

ふりがな

氏名 :

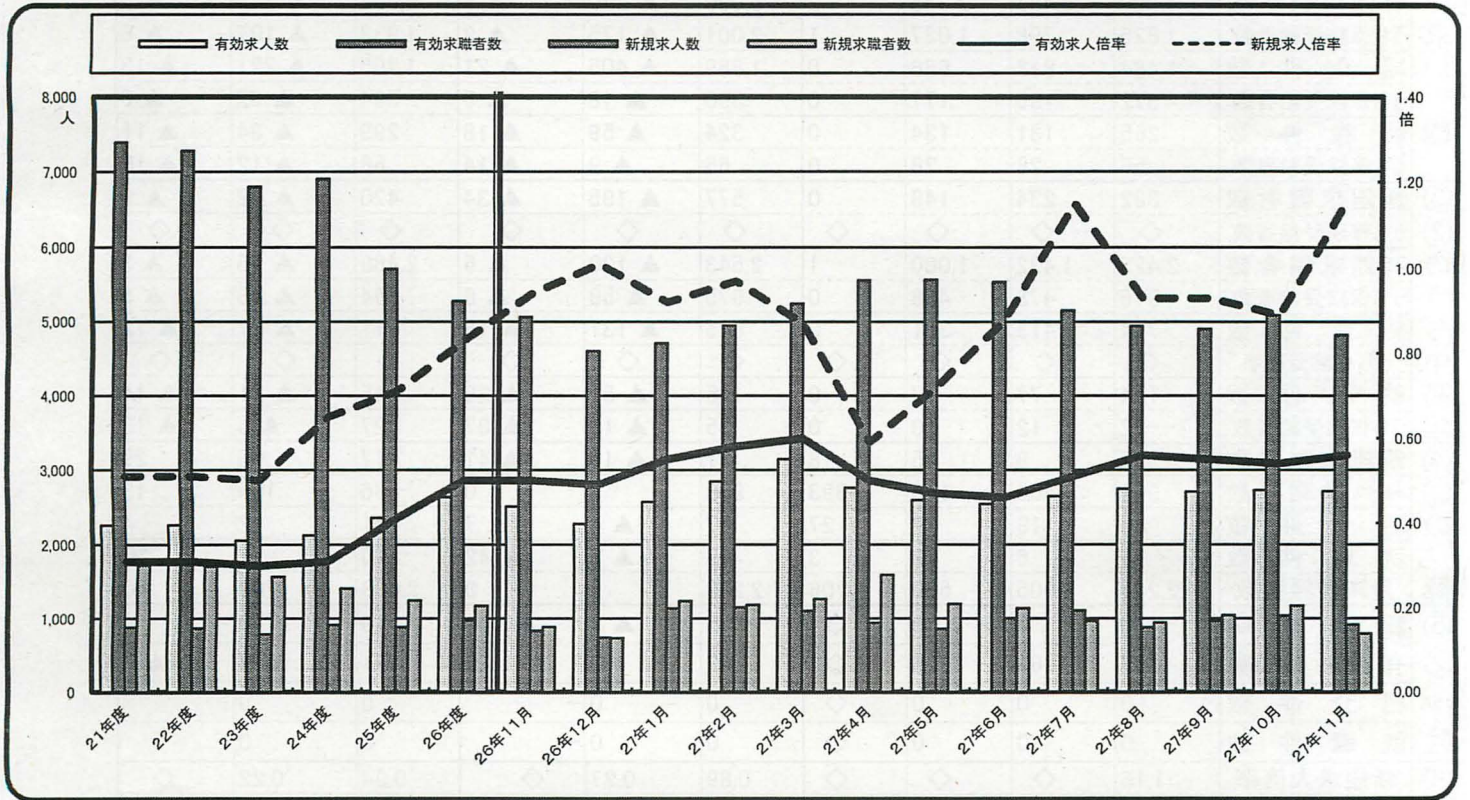
連絡可能な電話番号: ( )

住所: 〒 -

3、その他、ご意見や連絡事項等ありましたらご記入ください。

\* お手数ですが、3月1日(木)までにご返送ください。 \*

# ハローワークだより マンスリー よこすか 平成27年11月分



横須賀	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年11月	26年12月	27年1月	27年2月	27年3月	27年4月	27年5月	27年6月	27年7月	27年8月	27年9月	27年10月	27年11月
有効求人倍率	0.31	0.31	0.30	0.31	0.41	0.50	0.50	0.49	0.55	0.58	0.60	0.50	0.47	0.46	0.51	0.56	0.55	0.54	0.56
有効求人数	2260	2264	2056	2126	2358	2637	2512	2276	2569	2845	3148	2759	2596	2546	2650	2748	2709	2728	2718
有効求職者数	7391	7278	6800	6904	5709	5280	5062	4601	4709	4945	5243	5558	5566	5538	5154	4941	4902	5090	4820

横須賀	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年11月	26年12月	27年1月	27年2月	27年3月	27年4月	27年5月	27年6月	27年7月	27年8月	27年9月	27年10月	27年11月
新規求人倍率	0.51	0.51	0.50	0.65	0.71	0.83	0.94	1.01	0.92	0.97	0.87	0.59	0.72	0.88	1.15	0.93	0.93	0.89	1.16
新規求人数	880	866	784	916	884	974	831	738	1140	1150	1103	940	860	1006	1110	879	970	1042	917
新規求職者数	1725	1710	1569	1410	1245	1175	883	728	1238	1188	1265	1590	1200	1141	966	945	1045	1174	791

※年度の数値は月平均

- ◆新規求人倍率は1.16で前月比で0.27ポイント増加、前年同月比でも0.22ポイント増加しました。
- ◆有効求人倍率は0.56で前月比で0.02ポイント増加、前年同月比では0.06ポイント増加しました。
- ◆新規求職者数は791人で、前月比33%減。前年同月比でも10%減少しました。
- ◆有効求職者数は4,820人で、前月比5%減、前年同月比でも5%減少しました。
- ◆新規求人数は917人で対前月比12%減、対前年同月比で10%増でした。  
このうち、フルタイム求人が480人で、最も多い求人は医療・福祉業の152人、次いで建設業の120人でした。  
パートタイム求人は437人で最も多い求人は、医療・福祉の205人でした。
- ◆有効求人数は2,718人で前月比で1%以下の減少でした。

# 業 務 統 計 (平成27年11月分)

項 目	計	男	女	共 用	前 月	前月差	前月比(%)	前年同月	前年差	前年比(%)	
① 求 人	新規求人数	917	◇	◇	917	1,042	▲125	▲12	831	86	10
	新規求人件数	566	◇	◇	566	643	▲77	▲12	481	85	18
	有効求人数	2,718	◇	◇	2,718	2,728	▲10	▲0	2,512	206	8
	充足数	174	◇	◇	174	187	▲13	▲7	200	▲26	▲13
② 求 職	新規求職者数	791	405	386	0	1,174	▲383	▲33	883	▲92	▲10
	うち保険受給者数	195	81	114	0	355	▲160	▲45	219	▲24	▲11
	有効求職者数	4,820	2,483	2,335	2	5,090	▲270	▲5	5,062	▲242	▲5
	うち保険受給者数	1,826	798	1,027	1	2,001	▲175	▲9	1,933	▲107	▲6
	紹介件数	1,484	818	666	0	1,889	▲405	▲21	1,705	▲221	▲13
	うち保険受給者数	372	195	177	0	390	▲18	▲5	394	▲22	▲6
	就職件数	265	131	134	0	324	▲59	▲18	299	▲34	▲11
うち保険受給者数	56	28	28	0	65	▲9	▲14	68	▲12	▲18	
③ の う ち 中 高 年	新規求職者数	382	234	148	0	577	▲195	▲34	420	▲38	▲9
	うち保険受給者数	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	有効求職者数	2,423	1,422	1,000	1	2,543	▲120	▲5	2,489	▲66	▲3
	うち保険受給者数	916	478	438	0	975	▲59	▲6	964	▲48	▲5
	紹介件数	714	413	301	0	845	▲131	▲16	811	▲97	▲12
	うち保険受給者	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
	就職件数	124	77	47	0	175	▲51	▲29	145	▲21	▲14
うち保険受給者数	22	12	10	0	35	▲13	▲37	27	▲5	▲19	
④ の う ち 障 害	新規求職者数	22	9	5	8	37	▲15	▲41	17	5	29
	有効求職者数	941	400	148	393	938	3	0	836	105	13
	紹介件数	53	19	7	27	57	▲4	▲7	51	2	4
	就職件数	11	6	2	3	19	▲8	▲42	10	1	10
月末登録者数	2,241	1,005	530	706	2,232	9	0	2,033	208	10	
⑤ の う ち 駐	新規求職	0	0	0	◇	5	▲5	▲100	0	0	-
	有効求職	67	61	6	◇	67	0	0	71	▲4	▲6
	紹介件数	0	0	0	◇	0	0	-	0	0	-
	就職件数	0	0	0	◇	0	0	-	0	0	-
⑥ 比 率	新規求人倍率	1.16	◇	◇	◇	0.89	0.27	◇	0.94	0.22	◇
	有効求人倍率	0.56	◇	◇	◇	0.54	0.02	◇	0.50	0.06	◇
	対新規充足率(%)	18.97	◇	◇	◇	17.95	1.02	◇	24.07	▲5.10	◇
	対新規紹介率(%)	187.61	◇	◇	◇	160.90	26.71	◇	193.09	▲5.48	◇
	対新規就職率(%)	33.50	32.35	34.72	◇	27.60	5.90	◇	33.86	▲0.36	◇
紹介成功率(%)	17.86	16.01	20.12	◇	17.15	0.71	◇	17.54	0.32	◇	

- ◎ パートを含む
- ◎ ②③欄の共用は、求職申込書の性別入力がないもの
- ◎ ③欄は45歳以上の者
- ◎ ④欄は障害者手帳所持者で、男→身体障害者、女→知的障害者、共用→精神障害者等に読み替える
- ◎ ⑤欄は駐留軍離職者手帳所持者

項 目	計	男	女	共 用	前 月	前月差	前月比(%)	前年同月	前年差	前年比(%)	
パ ー ト の み	新規求職者数	291	111	180	0	421	▲130	▲31	287	4	1
	うち保険受給者数	56	13	43	0	94	▲38	▲40	60	▲4	▲7
	有効求職者数	1,820	663	1,157	0	1,895	▲75	▲4	1,730	90	5
	うち保険受給者数	573	128	445	0	616	▲43	▲7	574	▲1	▲0
	紹介件数	472	207	265	0	681	▲209	▲31	538	▲66	▲12
	うち保険受給者数	74	24	50	0	86	▲12	▲14	76	▲2	▲3
	就職件数	125	49	76	0	156	▲31	▲20	147	▲22	▲15
うち保険受給者数	18	6	12	0	13	5	38	21	▲3	▲14	
新規求人数	437	◇	◇	437	500	▲63	▲13	414	23	6	
有効求人数	1,300	◇	◇	1,300	1,290	10	1	1,153	147	13	
新規求人倍率	1.50	◇	◇	◇	1.19	0	◇	1.44	0	◇	
有効求人倍率	0.71	◇	◇	◇	0.68	0	◇	0.67	0	◇	

◎ 新規求職・有効求職・紹介件数・就職件数欄の共用は、求職申込書の性別入力がないもの

## 雇用保険給付状況

項目		計	男	女	前月	前月差	前月比(%)	前年同月	前年差	前年比(%)
基本手当	資格決定件数	210	85	125	394	▲184	▲47	215	▲5	▲2
	初回受給者数	253	113	140	244	9	4	273	▲20	▲7
	支給終了者数	195	64	131	230	▲35	▲15	188	7	4
	受給者実人員	1,098	483	615	1,181	▲83	▲7	1,163	▲65	▲6
支給金額(千円)		141,540	71,399	70,140	159,274	▲17,734	▲11	138,828	2,712	2
高齢	受給者数	50	32	18	67	▲17	▲25	41	9	22
	支給金額(千円)	11,740	7,972	3,768	15,891	▲4,151	▲26	9,456	2,284	24
就手	受給者実人員	1	0	1	2	▲1	▲50	0	1	#DIV/0!
	支給金額(千円)	32	0	32	182	▲150	▲82	0	32	#DIV/0!
再就	受給者実人員	84	45	39	46	38	83	46	38	83
	支給金額(千円)	25,503	16,145	9,358	17,105	8,398	49	17,668	7,835	44
支度	受給者実人員	1	1	0	2	▲1	▲50	3	▲2	▲67
	支給金額(千円)	210	210	0	152	58	38	276	▲66	▲24
日雇	受給者実人員	46	45	1	46	0	0	44	2	5
	支給金額(千円)	2,783	2,708	75	3,148	▲365	▲12	2,723	60	2
教訓	受給者数	42	15	27	26	16	61.5	42	0	0
	支給金額(千円)	1,435	635	800	689	746	108.3	1,190	245	21
定着	受給者実人員	18	13	5	29	▲11	▲37.9	8	10	125
	支給金額(千円)	3,625	2,882	743	5,510	▲1,885	▲34	981	2,644	270

◎ 雇用保険給付関係数値は、労働市場センター集計による

◎ 高齢→高齢求職者給付金(短時間含む)、就手→就業手当、再就→再就職手当  
支度→常用就職支度金、教訓→教育訓練給付、被保者→雇用保険被保険者  
定着→就業促進定着手当(H26.4新設)

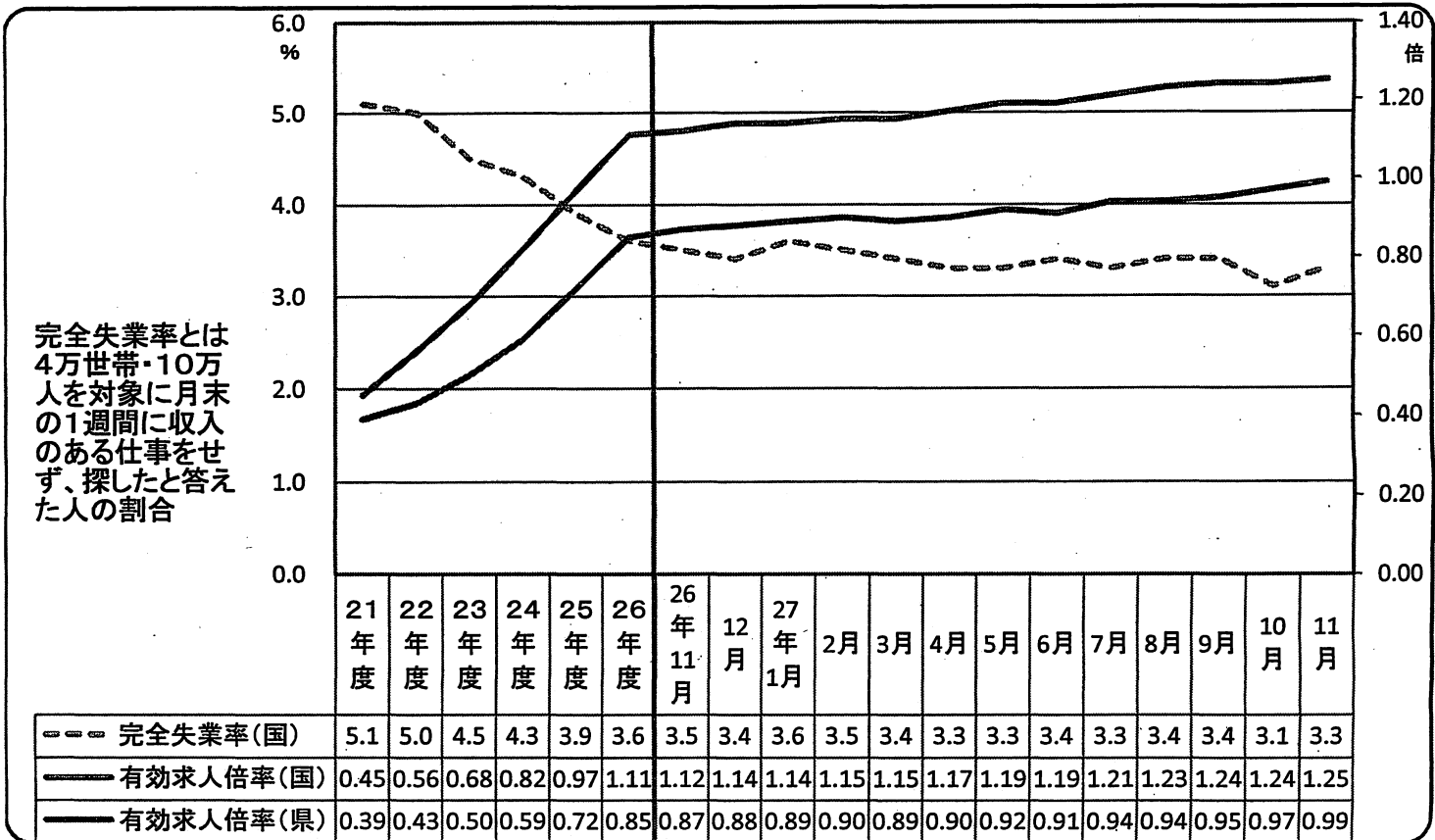
◎ 金額については千円未満四捨五入のため計欄に誤差を生じる場合有。

## 雇用保険適用・継続給付状況

項目		計	男	女	前月	前月差	前月比(%)	前年同月	前年差	前年比(%)
事業所	新規適用数	24	◇	◇	26	▲2	▲7.7	15	9	60.0
	廃止数	3	◇	◇	1	2	200.0	7	▲4	▲57.1
	月末事業所数	4,087	◇	◇	4,069	18	0.4	3,953	134	3.4
	離職票交付枚数	228	◇	◇	358	▲130	▲36.3	208	20	9.6
被保者	資格取得数	534	275	259	737	▲203	▲27.5	506	28	5.5
	資格喪失数	375	183	192	611	▲236	▲38.6	413	▲38	▲9.2
	月末被保険者数	51,403	29,373	22,030	51,384	19	0.0	49,681	1,722	3.5
継続給付	受給要件確認件数	8	8	0	13	▲5	▲38.5	14	▲6	▲43
	受給者数	259	203	56	444	▲185	▲41.7	260	▲1	▲0
	支給金額(千円)	11,960	9,508	2,452	22,245	▲10,285	▲46.2	12,122	▲162	▲1
	受給要件確認件数	0	0	0	0	0	-	0	0	-
業育給付	受給者数	0	0	0	0	0	-	0	0	-
	支給金額(千円)	0	0	0	0	0	-	0	0	-
	受給要件確認件数	20	0	20	40	▲20	▲50.0	12	8	67
	受給者数	116	2	114	131	▲15	▲11.5	89	27	30
業介給付	支給金額(千円)	36,872	906	35,966	43,364	▲6,492	▲15.0	26,539	10,333	39
	受給者数	1	0	1	1	0	0.0	1	0	0.0
	支給延月数	3	0	3	3	0	0.0	2	1	50.0
給付休	支給金額(千円)	258	0	258	336	▲78	▲23.2	155	103	66.5

◎ 雇用保険適用・継続給付関係数値は、労働市場センター集計による

◎ 金額については千円未満四捨五入のため計欄に誤差を生じる場合有



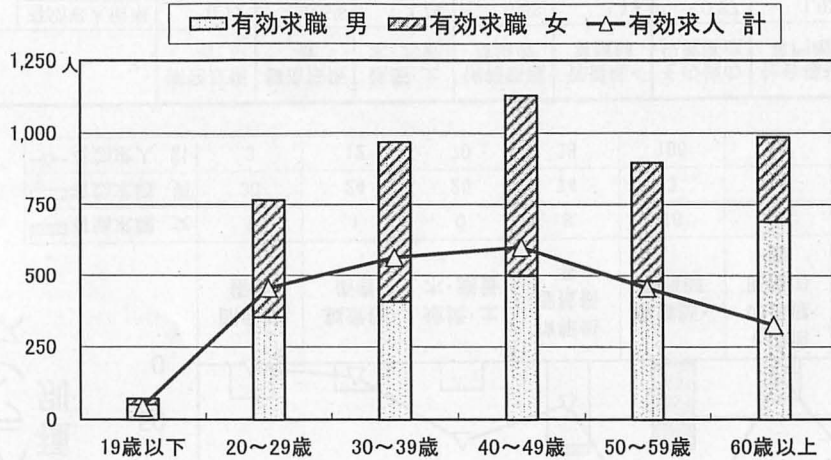
※1. 年度の数值は月平均      ※2. 完全失業率(国)は「労働力調査」(総務省)による  
 ※3. 国・神奈川県の求人倍率および完全失業率(国)の各月の数值は季節調整値  
 (平成26年12月以前の数值は新季節指数により改訂されている。)

### < 用語の定義 >

- 新規求人数…… 当月中に新たに公共職業安定所に申し込まれた求人数(採用予定人員数)のこと。
- 新規求職者数…… 当月中に新たに公共職業安定所に求職(仕事探し)の申し込みをした者の数のこと。  
(雇用保険受給手続きをしたものを含)
- 有効求人数…… 前月から繰り越された有効求人数と、当月の新規求人数との合計数のこと。
- 有効求職者数…… 前月から繰り越された有効求職者数と、当月の新規求職者数との合計数のこと。
- 新規求人倍率…… 新規求職者数に対する新規求人数の比率のこと。  
新規求職者1人当たりの新規求人数が何人であることを示したもの。
- 有効求人倍率…… 有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。  
有効求職者1人当たりの有効求人数が何人であることを示したもの。
- 季節調整値…… 景気の動きに直接関係なく、一年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値のこと。これによって月々の変化をより適正に評価することができる。(⇔原数値:実際の数)
- 完全失業率…… 総務省の毎月の「労働力調査」による、全国4万世帯から15歳以上の10万人を対象とした調査で、月末の1週間に仕事をしておらず、求職活動をしている人。

# 労働市場 有効求人・有効求職 バランスシート

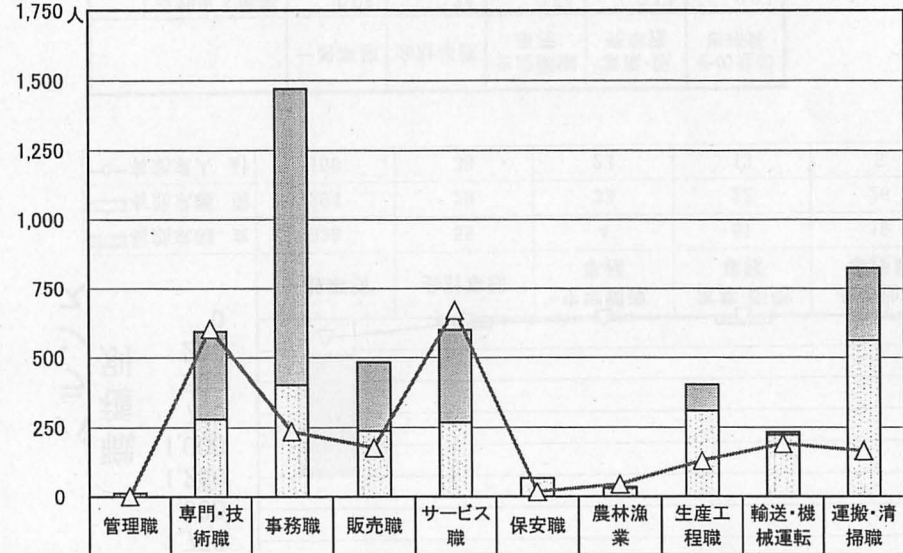
## 年齢別の求人・求職バランス



	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上
有効求職 男	51	353	408	500	481	689
有効求職 女	21	412	560	631	415	296
有効求人 計	43	454	564	599	455	325
有効求人倍率	0.60	0.59	0.58	0.53	0.51	0.33

## 職種別の求人・求職バランス

平成二十七年十一月



	有効求職 女	有効求職 男	有効求人 計
管理職	1	13	17
専門・技術職	314	280	602
事務職	1,067	404	1,766
販売職	246	238	484
サービス職	332	268	600
保安職	0	66	66
農林漁業	4	31	35
生産工程職	94	311	405
輸送・機械運転	10	223	233
運搬・清掃職	263	563	826

### 常用フルタイム

賃金は月額表示

	求人賃金		求職者賃金			有効求人倍率
	上限	下限	男女	男	女	
計	269,946	204,178	212,500	228,850	189,610	0.44
管理職	450,000	215,000	270,000	270,000	-	0.08
専門・技術職	288,071	221,560	261,692	298,235	221,613	0.93
事務職	225,407	184,890	191,633	213,243	184,364	0.12
販売職	254,716	198,844	213,542	228,286	173,846	0.32
サービス職	219,445	181,676	193,194	206,176	181,579	0.63
保安職	185,460	161,590	212,308	212,308	-	0.19
農林漁業	206,986	189,161	225,000	225,000	-	0.88
生産工程職	266,017	198,389	216,038	217,021	208,333	0.29
輸送・機械運転職	264,008	206,481	233,250	236,316	175,000	0.71
建設・採掘職	355,635	210,183	234,286	234,286	-	2.89
運搬・清掃職	251,661	204,911	204,412	206,552	192,000	0.16

求人平均賃金

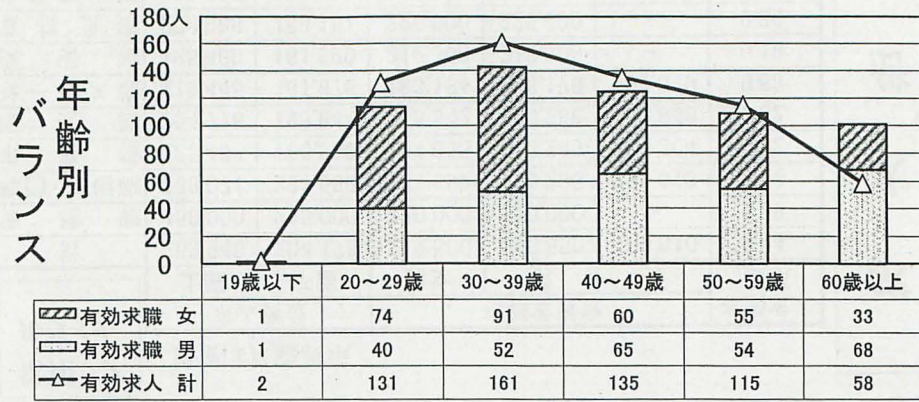
### 常用パート

賃金は時間額表示

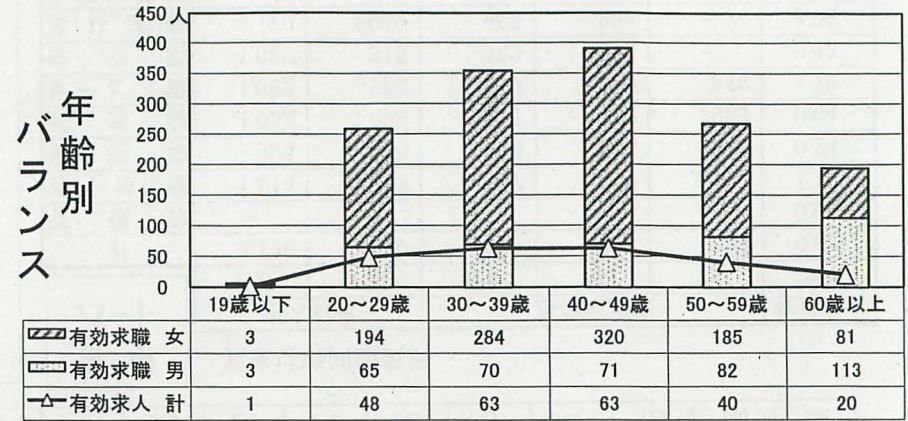
	求人賃金		求職者賃金			有効求人倍率
	上限	下限	男女	男	女	
計	1,176	1,060	995	1,031	974	0.62
管理職	-	-	-	-	-	0.00
専門・技術職	1,614	1,393	1,337	1,877	1,207	1.18
事務職	995	950	964	1,053	940	0.24
販売職	1,053	939	927	953	923	0.44
サービス職	1,062	968	949	956	946	1.78
保安職	1,025	915	963	963	-	0.42
農林漁業	1,120	1,000	968	968	-	2.09
生産工程職	938	938	968	1,021	924	0.44
輸送・機械運転職	1,153	1,022	974	974	-	1.08
建設・採掘職	1,806	967	-	-	-	0.80
運搬・清掃職	1,036	987	939	952	921	0.23

マッチングが大きい。地元志向が強い。

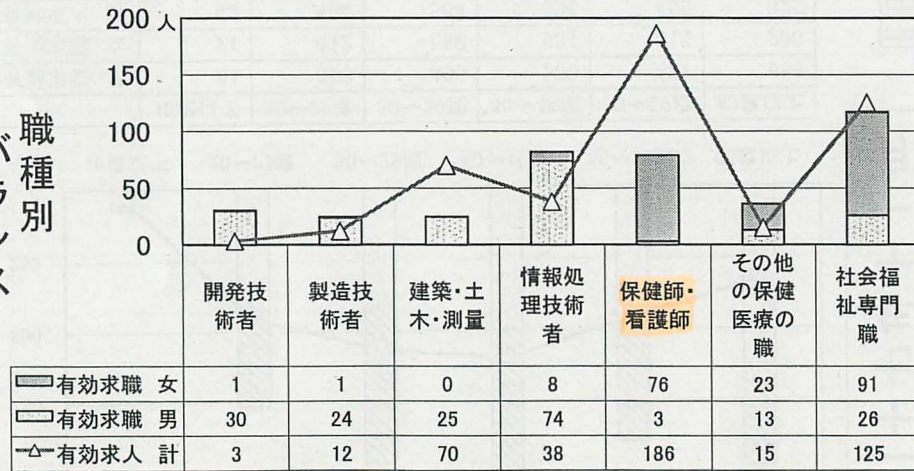
# 1. 専門・技術職



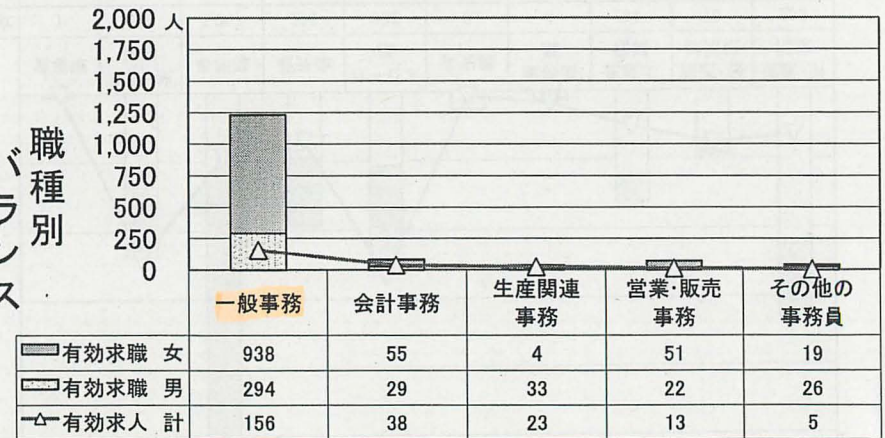
# 2. 事務職



# 職種別 バランス



# 職種別 バランス

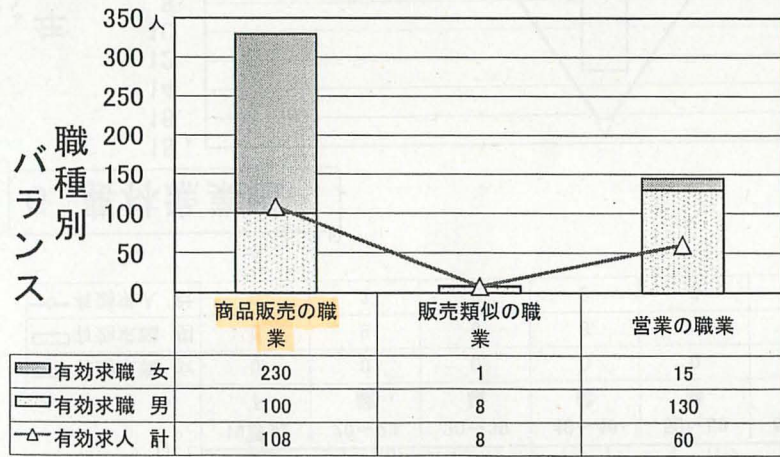
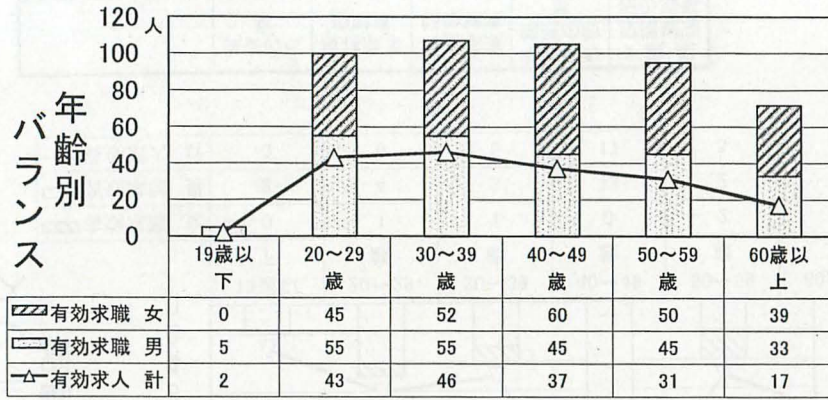


		開発技術者	製造技術者	建築・土木・測量	情報処理技術者	保健師・看護師	その他の保健医療	社会福祉専門職	
一般	有効求人倍率	0.12	0.57	2.79	0.53	3.13	0.37	1.02	
	求人平均賃金	上限	-	303,808	339,114	471,429	290,001	223,188	215,922
		下限	-	207,858	219,074	257,143	237,887	198,225	189,679
	求職者平均賃金	300,000	373,333	353,333	294,000	240,000	212,857	198,750	
パート	有効求人倍率	0.00	0.00	1.50	0.00	1.85	0.67	1.10	
	求人平均賃金	上限	-	-	-	-	1,918	1,500	1,140
		下限	-	-	-	-	1,637	1,000	1,028
	求職者平均賃金	6,000	-	-	-	1,505	953	984	

		一般事務	会計事務	生産関連事務	営業・販売事務	その他の事務員	
一般	有効求人倍率	0.08	0.34	0.54	0.14	0.07	
	求人平均賃金	上限	228,526	209,178	238,282	226,750	-
		下限	180,846	182,462	200,442	182,500	-
	求職者平均賃金	185,328	224,167	170,000	238,889	200,000	
パート	有効求人倍率	0.20	0.84	0.89	0.33	0.17	
	求人平均賃金	上限	1,016	910	-	910	-
		下限	961	910	-	910	-
	求職者平均賃金	950	952	1,500	950	952	

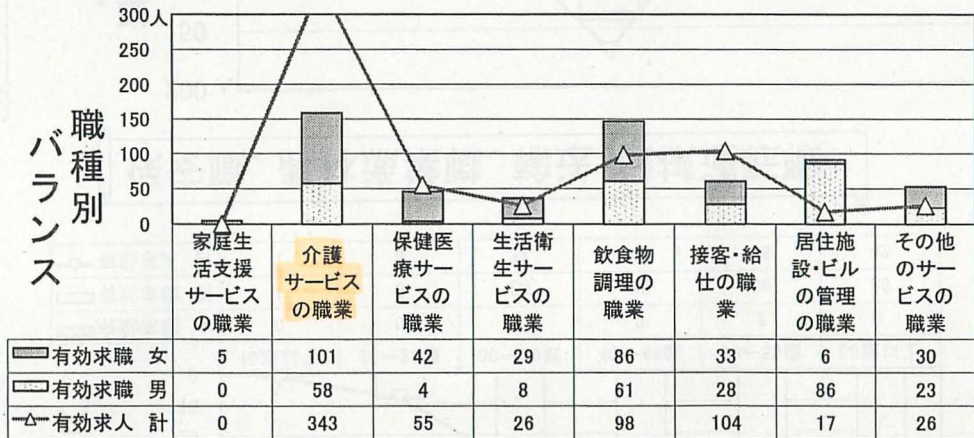
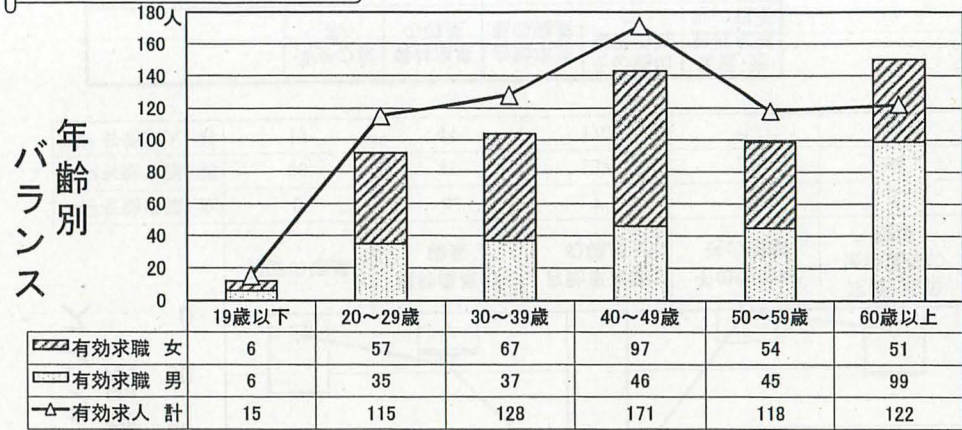


### 3. 販売・営業職



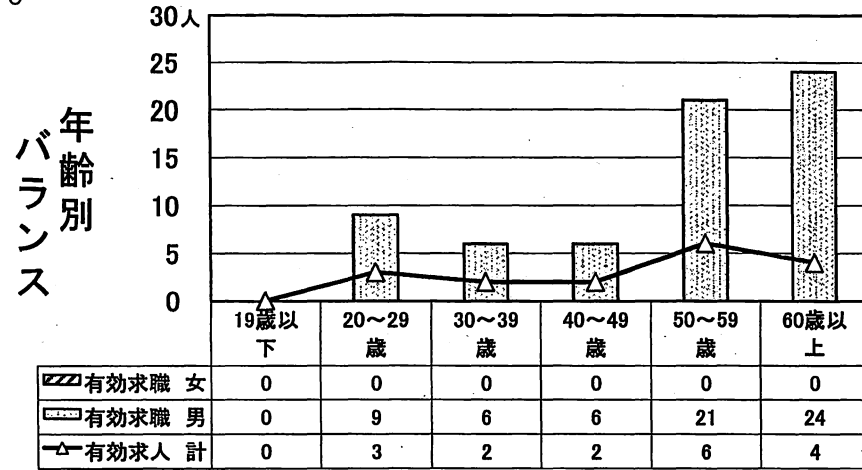
		商品販売の職業	販売類似の職業	営業の職業
一般	有効求人倍率	0.17	1.14	0.44
	求人平均賃金	上限	-	291,944
		下限	179,193	-
	求職者平均賃金	185,909	300,000	234,400
パート	有効求人倍率	0.47	0.00	0.08
	求人平均賃金	上限	-	-
		下限	939	-
	求職者平均賃金	919	1,000	975

### 4. サービス職

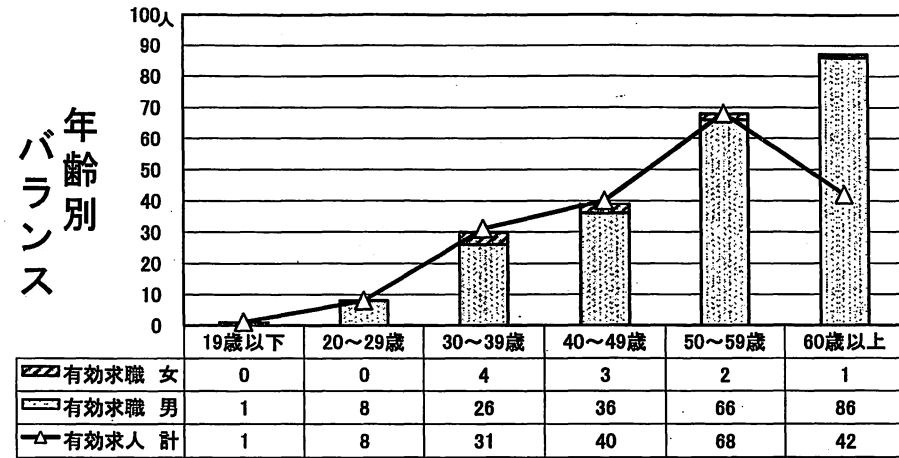


		家庭生活支援サービスの職業	介護サービスの職業	保健医療サービスの職業	生活衛生サービスの職業	飲食物調理の職業	接客・給仕の職業	居住施設・ビルの管理の職業	その他のサービスの職業	
一般	有効求人倍率	0.00	1.31	1.09	0.36	0.40	0.34	0.10	0.15	
	求人平均賃金	上限	-	210,135	205,625	190,000	228,864	294,200	300,000	201,417
		下限	-	180,153	179,375	170,000	191,533	172,800	230,000	165,567
	求職者平均賃金	-	200,000	170,000	206,667	204,500	191,250	165,714	178,333	
パート	有効求人倍率	0.00	3.59	1.29	1.78	1.00	4.50	0.25	1.11	
	求人平均賃金	上限	-	1,099	990	1,028	1,062	1,052	955	1,005
		下限	-	1,014	935	930	926	945	930	927
	求職者平均賃金	-	943	941	-	946	950	967	952	

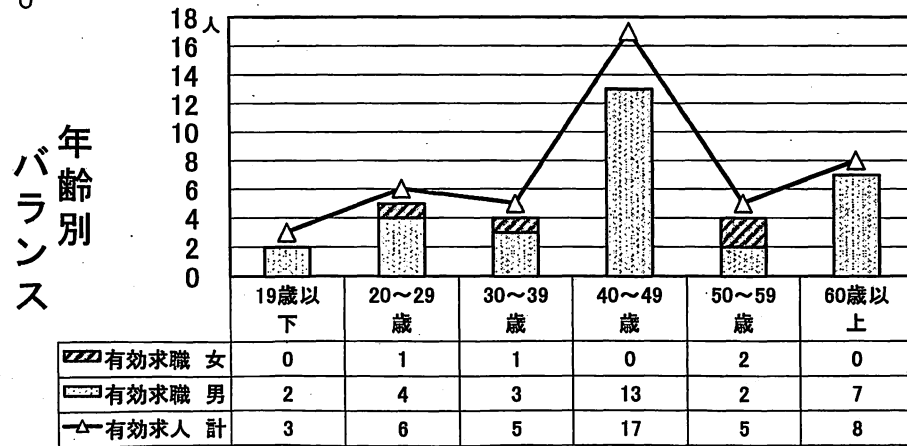
### 5. 保安職



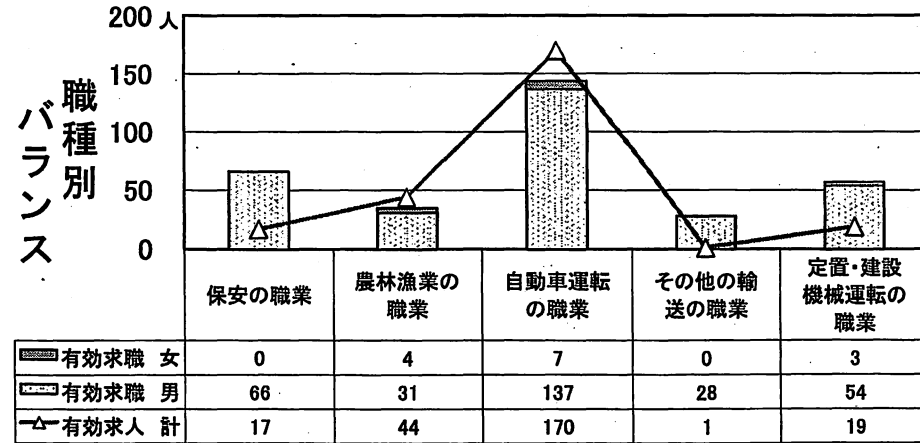
### 7. 輸送・機械運転職



### 6. 農林漁業職



### 保安職、農林漁業職、輸送・機械運転職

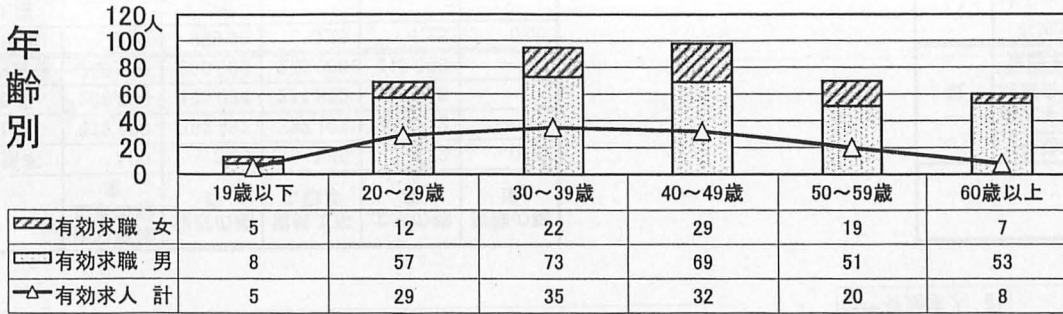


		保安の職業	農林漁業の職業	自動車運転の職業	その他の輸送の職業	定置・建設機械運転の職業	
一般	有効求人倍率	0.19	0.88	1.01	0.04	0.45	
	求人平均賃金	上限	185,460	206,986	242,955	-	379,800
		下限	161,590	189,161	195,368	-	267,600
	求職者平均賃金	212,308	225,000	248,316	214,288	222,500	

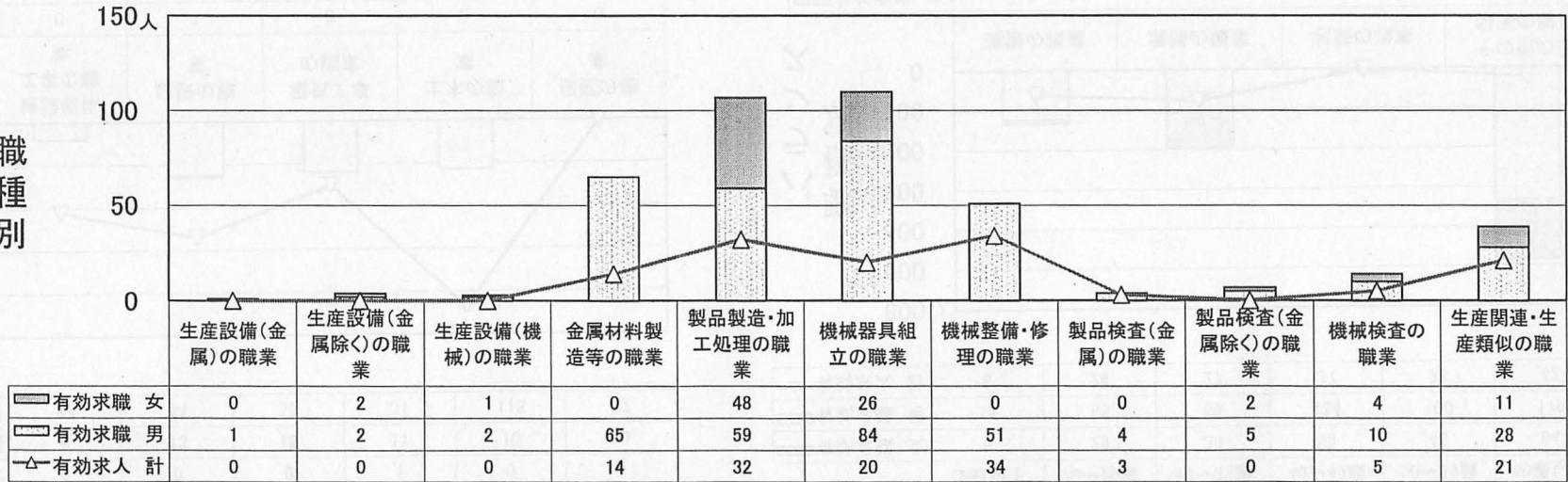
パート		保安の職業	農林漁業の職業	自動車運転の職業	その他の輸送の職業	定置・建設機械運転の職業
有効求人倍率		0.42	2.09	1.56	0.00	0.00
求人平均賃金	上限	1,025	1,120	1,153	-	-
	下限	915	1,000	1,022	-	-
求職者平均賃金		963	968	988	-	952

# 8. 生産工程職

年齢別  
バランス

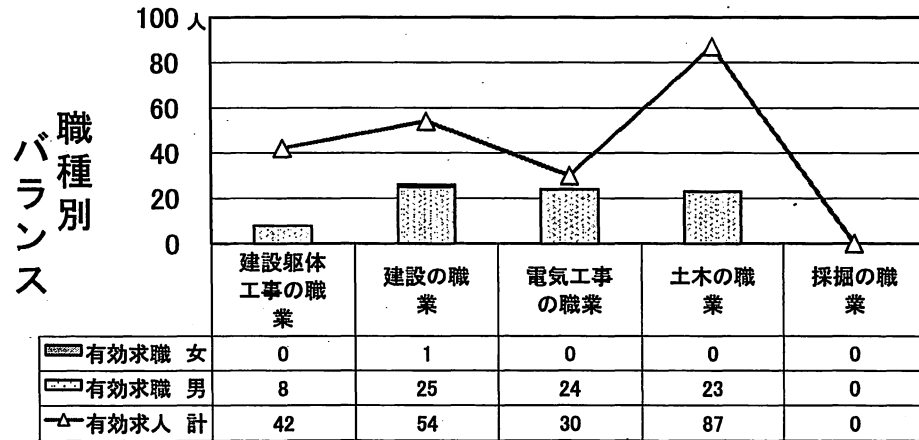
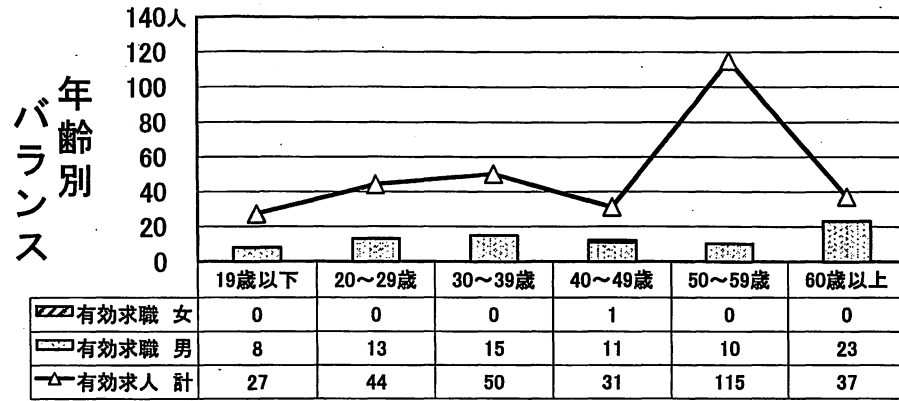


職種別  
バランス



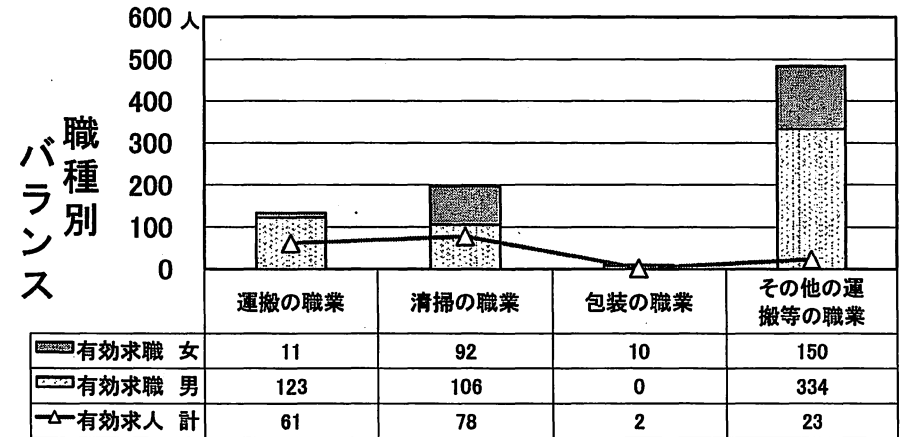
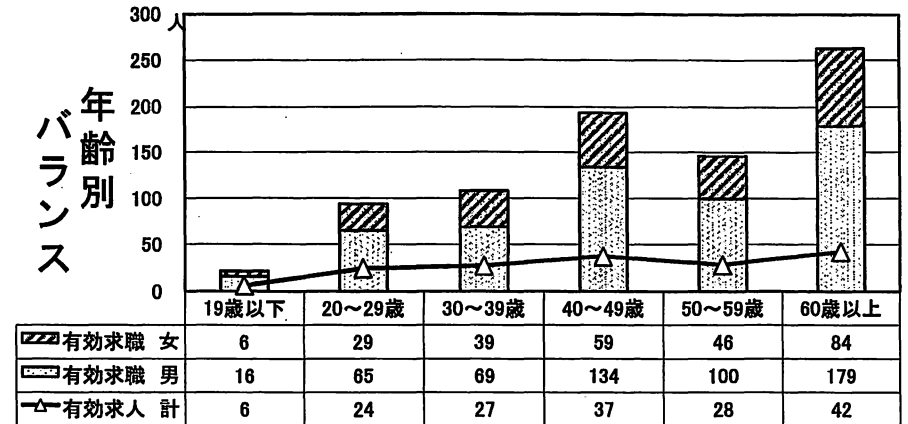
		生産設備(金属)の職業	生産設備(金属除く)の職業	生産設備(機械)の職業	金属材料製造等の職業	製品製造・加工処理の職業	機械器具組立の職業	機械整備・修理の職業	製品検査(金属)の職業	製品検査(金属除く)の職業	機械検査の職業	生産関連・生産類似の職業	
一般	有効求人倍率	0.00	0.00	0.00	0.21	0.13	0.18	0.63	1.00	0.00	0.38	0.61	
	求人平均賃金	上限	-	-	-	242,500	224,165	250,000	251,620	262,980	-	216,000	358,167
		下限	-	-	-	186,650	199,165	180,000	191,783	218,235	-	184,000	218,333
	求職者平均賃金	200,000	-	-	220,000	179,000	209,231	240,000	-	-	225,000	255,000	
パート	有効求人倍率	0.00	0.00	0.00	0.22	0.62	0.19	1.00	0.00	0.00	0.00	0.17	
	求人平均賃金	上限	-	-	-	-	938	-	-	-	-	-	
		下限	-	-	-	-	938	-	-	-	-	-	
	求職者平均賃金	-	-	-	1,250	932	937	1,000	-	-	-	-	

## 9. 建設・採掘の職



		建設躯体 工事の職 業	建設の職 業	電気工事 の職業	土木の職 業	採掘の職 業	
一般	有効求人倍率	7.00	2.00	1.45	4.32	0.00	
	求人平均賃金	上限	412,200	362,492	332,191	335,232	-
		下限	206,800	195,034	211,852	227,336	-
	求職者平均賃金	200,000	280,000	275,000	215,000	-	
パート	有効求人倍率	0.00	999.99	0.25	1.25	0.00	
	求人平均賃金	上限	-	1,806	-	-	-
		下限	-	967	-	-	-
	求職者平均賃金	-	-	-	-	-	

## 10. 運搬・清掃・包装等の職

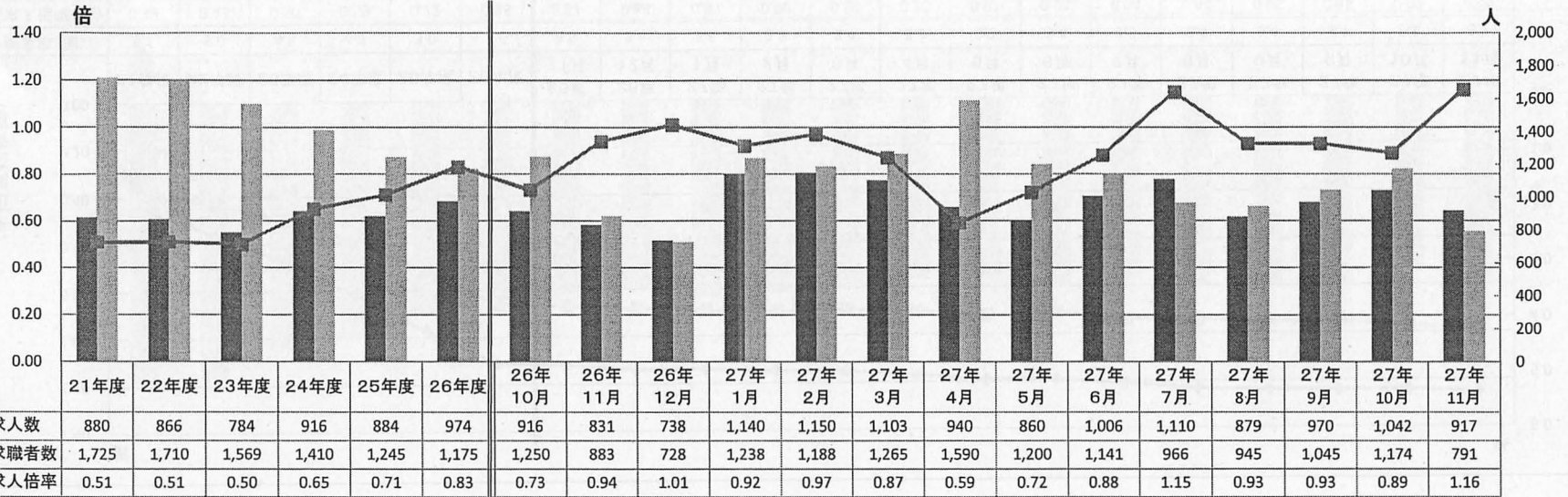


		運搬の職 業	清掃の職 業	包装の職 業	その他の運 搬等の職 業	
一般	有効求人倍率	0.27	0.26	0.00	0.05	
	求人平均賃金	上限	251,946	268,694	-	228,475
		下限	199,946	193,444	-	228,475
	求職者平均賃金	220,952	140,000	-	189,000	
パート	有効求人倍率	1.14	0.45	0.33	0.04	
	求人平均賃金	上限	1,242	993	930	920
		下限	1,108	963	930	907
	求職者平均賃金	991	921	-	934	

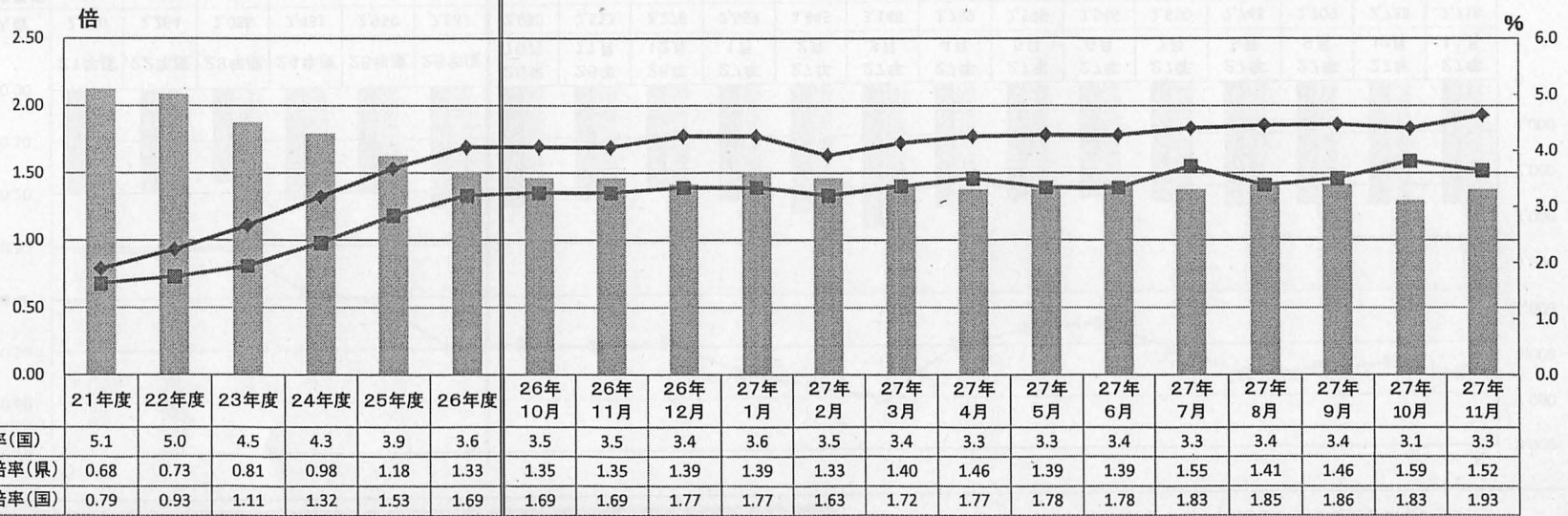
# (新規)求人・求職・求人倍率・完全失業率の推移

※1. 年度の数値は月平均 ※2. 完全失業率(国)は「労働力調査」(総務省)による  
 ※3. 国・神奈川県各月の数値は季節調整値  
 (平成26年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている)

## 横須賀所の状況



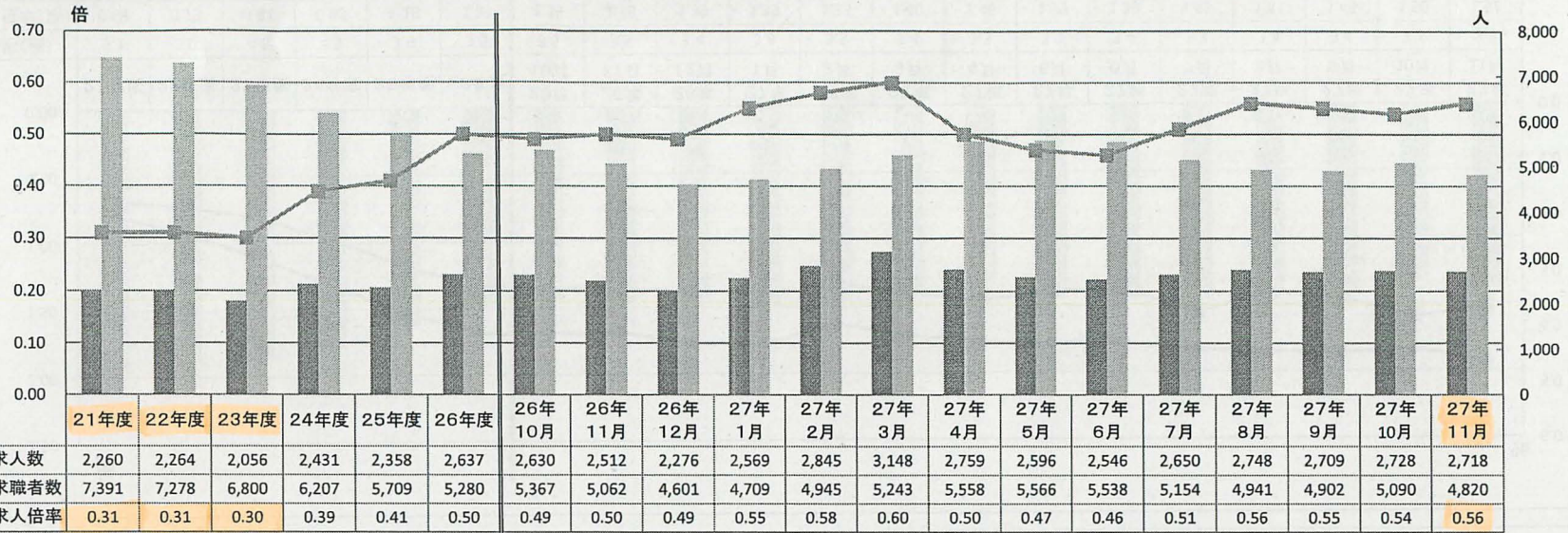
## 国・神奈川県 の状況 (季節調整値)



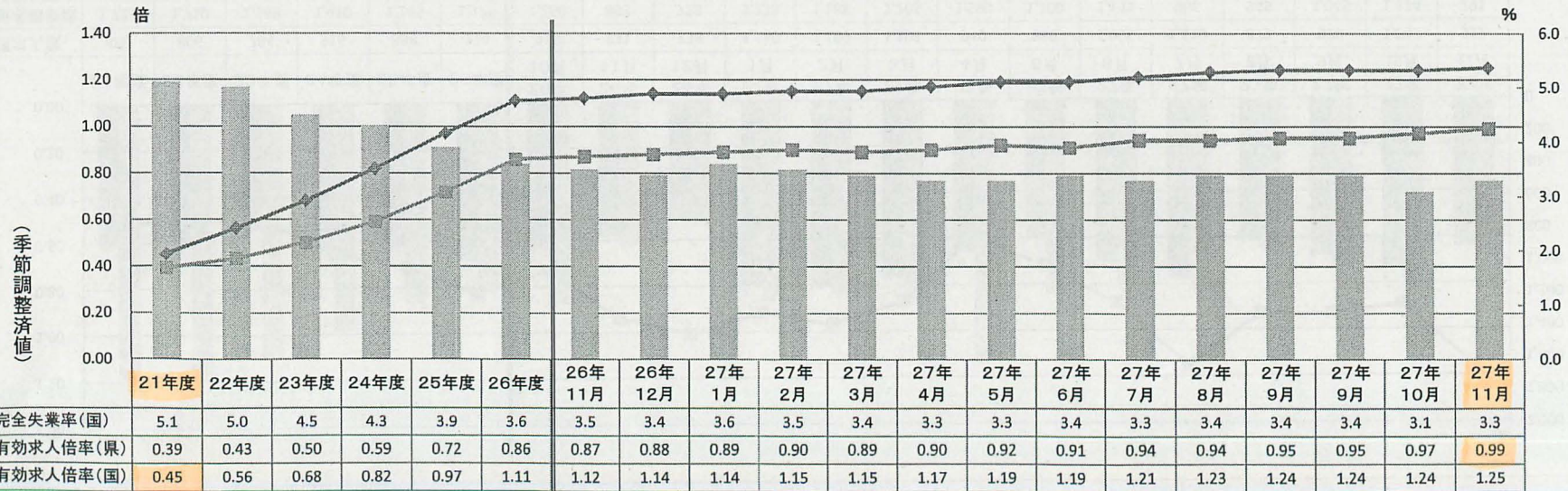
# (有効)求人・求職・求人倍率・完全失業率の推移

※1. 年度の数值は月平均 ※2. 完全失業率(国)は「労働力調査」(総務省)による  
 ※3. 国・神奈川県各月の数值は季節調整値  
 (平成26年12月以前の数值は新季節指数により改訂されている)

## 横須賀所の状況



## 国・神奈川県(季節調整値)の状況



自損行為市内病院への搬送人員実績

	平成27年		平成26年		平成25年		平成24年		平成23年		平成22年		平成21年		平成20年		平成19年		平成18年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
横須賀共済病院(救命救急センター)※	46	36%	44	34%	71	54%	86	54%	94	51%	94	50%	82	47%	93	43%				
横須賀共済病院	29	23%	32	25%	21	16%	26	16%	40	21%	45	24%	31	18%	43	20%	115	61%	90	46%
衣笠病院	1	1%	0	0%	2	1%	0	0%	0	0%	2	1%	5	3%	2	1%	3	2%	3	2%
横須賀市立うわまち病院	31	24%	27	21%	23	17%	17	11%	19	10%	15	8%	23	13%	36	17%	37	19%	58	30%
横須賀市立市民病院	7	5%	10	8%	6	5%	13	8%	6	3%	12	7%	11	7%	17	8%	9	5%	12	6%
横須賀市救急医療センター	5	4%	4	3%	3	3%	4	3%	7	4%	5	3%	4	2%	7	3%	4	2%	3	2%
聖ヨゼフ病院	1	1%	0	0%	0	0%	2	1%	1	1%	2	1%	2	1%	7	3%	4	2%	2	1%
自衛隊横須賀病院	4	3%	1	1%	1	1%	1	1%	1	1%	2	1%	1	1%	2	1%	0	0%	2	1%
浦賀病院	0	0%	1	1%	2	1%	0	0%	2	1%	1	1%	3	2%	1	0%	3	2%	2	1%
横須賀共済病院(分院)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	0	0%
湘南病院	0	0%	1	1%	1	1%	2	1%	2	1%	2	1%	1	1%	0	0%	1	1%	3	2%
久里浜医療センター	1	1%	4	3%	2	1%	2	1%	4	2%	0	0%	0	0%	1	0%	2	1%	2	1%
汐入メンタルクリニック	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	0	0%	0	0%	3	2%	4	2%	0	0%	0	0%
市内その他の場所	2	2%	1	1%	0	0%	1	1%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
市内病院合計	127	99%	125	98%	132	100%	155	97%	177	96%	181	97%	169	97%	214	98%	178	95%	177	92%
横須賀共済病院搬送割合	75	59%	76	61%	92	70%	112	70%	134	73%	139	73%	113	65%	136	62%	115	61%	90	47%
市外病院	1	0%	3	2%	0	0%	4	3%	7	4%	6	3%	6	3%	4	2%	10	5%	16	8%
自損行為 総搬送人員	128	100%	128	100%	132	100%	159	100%	184	100%	187	100%	175	100%	218	100%	188	100%	193	100%

※横須賀共済病院(救命救急センター)は平成20年から横須賀共済病院と分けて統計を取っています。

→ 3病院で全体の9割。

出発時 194件  
H26 201件

不搬送は死24件  
拒否 14件

平成28年1月20日

## 神奈川県司法書士会におけるベットのサイド法律相談について

## 1、ベットのサイド法律相談とは？

自殺未遂者や自殺を行う可能性が高い方が病院に入院中であっても、法律相談が出来るように、司法書士を入院先へ派遣する「出張法律相談」事業

(実際は面談まで至らず、電話のみの相談で終了となっていることも多い。)

※医療相談室が司法書士会に連絡が入る。本数がゼロ。

## 2、現在までの経過

平成24年頃より事業の立ち上げのための準備等を開始。平成24年から北里大学病院、平成25年から横浜市立大学附属市民総合医療センター、平成27年から厚木佐藤病院でも実施を開始。現在、神奈川県下3つの病院で行っている。

## 3、相談件数

## 累計相談件数

北里大学病院	26件 (平成24年 5月～)
横浜市立大学附属市民総合医療センター	11件 (平成25年10月～)
厚木佐藤病院	1件 (平成27年 6月～)

## 4、相談内容

自殺未遂者だけでなく、入院患者の件で困っているケースについての相談も多い。

相談内容としては、成年後見の申立・借金問題・相続・生活再建などが多い。

## 5、今後の課題

相談を受ける司法書士側の準備が遅れている。(一定の研修を受講した者のみの名簿作成を検討中。)

※ 横須賀市で未実施。 ※ 専任「事務局の預り意向を相談し頂く」

→ せし横須賀で実施!!



# 「ベッドサイド法律相談」を実施します 入院中に困ったことはありませんか？ 司法書士を「ベッドサイド」に派遣します！



たとえば・・・

夫が病気で入院中、住宅ローンの支払いを続けていけそうにないのだけ  
ど・・・

一人身の姉が意識不明、姉の定期預金を解約して入院費にあてるにはど  
うしたらいいの？

入院中に不動産を売却したいが手続きが解らない

借金の相談をしたいけれど、相談場所まで行くことが出来ない

生活保護受給に関して相談したい

など、お気軽にご相談ください。

「ベッドサイド」での相談料は、無料です。具体的な手続きに着手する場  
合には費用が発生しますが、費用の分割や、法律扶助（費用の立替制度）の利  
用などが可能ですので、詳細についてはご相談ください。

司法書士

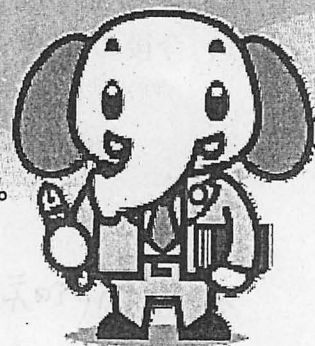
相談者様

福祉

行政

神奈川県司法書士会では、自死問題  
対策及び市民の皆様の法的アクセスに  
寄与することを目的として、入院中  
であっても法律相談が受けられるよう、  
司法書士を入院先へ無料で派遣する、  
「出張法律相談」を行っております。

また、法律のみでは解決できない問  
題に対し、相談者の方の今後の生活再  
建に向け、関係機関と連携して支援す  
ることを目指して、活動しております。



\* ベッドサイド法律相談をご希望の方は、以下にご連絡ください。

神奈川県司法書士会

TEL:045-641-1439 (平日午前9時～午後5時)

# 神奈川県司法書士会ベッドサイド法律相談事業

関係支援者の皆様へ

神奈川県司法書士会では、自死問題対策及び市民の皆様の法的アクセスに寄与することを目的として、入院中であっても法律相談を受けられるよう、司法書士を入院先へ派遣する、「出張法律相談」を行っております。また、法律のみでは解決できない問題に対し、相談者の方の今後の生活再建に向け、関係機関と連携して支援することを目指して、活動しております。

こんな場合にお役に立ちます！

- 複合的な悩みを抱える患者様の回復に向けて、医療機関での治療のほか、悩みの一因となる法律問題などを解決する必要がある場合
- 病気、けが等で入院中になんらかの法的手続きが必要になった場合。また、そのご家族への法的支援が必要になった場合

※こころの悩みを抱えた患者様へも適切な支援ができるよう、当会会員向けにメンタルヘルスに関する研修を行っております

## 実際の相談事例

患者様が脳出血で意識不明の状態にあり住宅ローンの支払いに困ったご家族様からの相談

判断能力の低下した患者様本人に代わって入院費の支払いをしてきたご親族からの成年後見制度の利用に関する相談

入院中の不動産の売却手続きに関する相談

自死未遂で搬送された方の借金に関する相談

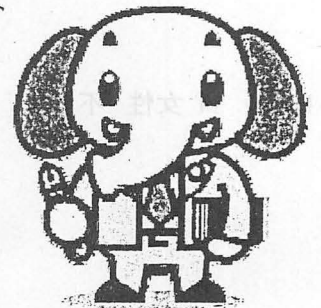
生活保護受給に関する相談

「ベッドサイド」での相談料は無料です。具体的な手続きに着手する場合には費用が発生しますが、費用の分割や、法律扶助（費用の立替制度）の利用などが可能ですので、詳細についてはご相談ください。まずは、お気軽にご相談ください。

\*  
\*  
\*  
ベッドサイド法律相談員の派遣については  
\* 以下にお問い合わせください。

神奈川県司法書士会

TEL：045-641-1439（平日午前9時～午後5時）



# ベッドサイド法律相談受理概要

年度	月	性別	年齢	電話のみ	受託	未遂者	相談概要	具体的相談内容
H24	5	男性	40代		○		債務整理・成年後見・生活保護	脳出血で意識不明の状態入院した。住宅ローン・カードローンの支払いなどがあるが手続きが進まないため、成年後見の申立てを受託した。また相談者である妻にも負債があり、破産申立ても受託した。
H24	9	男性	不詳	○			不動産売買	入院患者が持っている自宅を売却できるのか。共有の場合は手続きが異なるのか。
H24	10	不明	不詳	○			生活保護	生活保護の支給基準日について。
H25	5	男性	40代		○		債務整理・成年後見	弟が脳出血で入院した。自宅のローン・診療所の開業費用などの支払いがある。妻がいるが別居状態。成年後見の申立てを受託した。
H25	6	女性	不詳	○		○	債務整理	娘が統合失調症で自殺未遂で搬送される。娘に借金があるので債務整理の相談。
H25	6	女性	70代	○			成年後見	兄が末期の癌で認知も進んでいる。自宅と別荘を売却して入院費用に充てたいので、成年後見の申立てをしたい。
H25	9	男性	20代	○			成年後見	20代で補助申立を行う予定だが、申立や候補者に関する相談をしたい
H25	9	男性	50代		○		成年後見	脳出血で入院しており、後見申立の相談
H25	9	男性	?	○			労働問題	会社解雇の後の法律相談
H25	10	女性	30代	○			成年後見	外来患者。統合失調症による浪費。将来的に親が亡くなった後のことが不安。後見制度について説明して欲しい。
H25	10	女性	45	○			相続・未成年後見	入院中のガン患者。母子家庭で小学生の子が2人いる。自分の死後、遺された子供のことが心配。遺言や未成年後見について説明を聞きたい。→本人及び民生委員と面談の上、終了
H25	10	女性	不詳	○		○	債務整理	自殺未遂で搬送され、入院中。督促がきており借金の問題がありそうとのこと。→本人の夫、長女、SWと面談。10年前からの借金について。債務整理の方法についての説明を行う。本人と面談。夫、長女同席。方向性について説明。その後数10回にわたるメール、電話のやりとりを実施。債務整理については、長女の勤務先の顧問弁護士に依頼することになったとのこと、終了。
H25	11	女性	不詳		○		任意後見契約又は見守りのみ	高齢のため退院にあたり施設入居が必要となったが、施設には保証人が必要と言われ、保証人がいない場合は任意後見等が必要なので行政書士を紹介すると言われた。金銭面で心配であり任意後見までいかななくても見守りのみ等他の方法はないか聞いてみたい。パーキンソン病

## ベッドサイド法律相談受理概要

年度	月	性別	年齢	電話のみ	受託	未遂者	相談概要	具体的相談内容
H26	1	男性	30代			○	成年後見	統合失調症(軽度?)で親とのいざこざで飛び降り。財産管理が出来ないので保佐・補助の申立を検討している。→両親と面談。申立に関する説明をして、今後の申立は自分たちで行うとの事で終了。
H26	3	男性	60代	○			一般法律相談	末期ガンで入院(余命3か月の診断)。本人は40年引きこもり生活をしていた。兄弟と折り合いが悪く、自宅にお金はあるそうだが鍵を無くして自宅に入れたい。どうすれば良いのか。
H26	6	男性	不明	○			一般法律相談	本人の借金などを内縁の妻が負うのか。
H26	11	男性	30代			○	労働問題	自殺未遂により警察の措置入院。当初未払い賃金などの請求であったが面談したところ、地位の保全や自殺未遂と労災認定の因果関係等があり本人の精神状態を考慮すると書類作成での支援は難し為、本人の利益を考慮し、弁護士を紹介
H26	12	女性	50代		○	○	成年後見	生保受給中。自殺未遂で入院中だが、多少知的に問題あり。今後の福祉契約などを考えると後見なども検討したい。
H26	12	男性	60代		○	○	一般法律相談	本人は自殺未遂で意識不明。自宅にはパートや無職の33歳から38歳までの子供たちと無職の妻が同居している。自宅の名義が妻の父親になっており、相続手続きや本人の借金の相談をしたい。→北里大学で面談。自宅の相続手続きを受託(本人は転院先で死亡)
H27	1	男性	50代		○		成年後見	本人(統合失調症)は母(認知機能低下)と二人暮らし。転倒が原因で腎疾患から透析が必要。自宅に戻れるとは思いますが、今後の財産管理などのためには後見(補助程度)が必要だと思われるので相談したい。→北里大学で面談。今後補助(保佐)の申立を行う。
H27	2	女性	30代			○	労働問題	精神疾患により入院中。夫の給与が会社からきちんと支払われているか知りたい。夫のお金に関して気になっており生活について不安がある。
H27	6	女性	不明	○		○	家事事件	父から過去に、性的虐待を受けており、子供もでき出産している。精神的なことから氏名の変更をしたいとのこと。SWIによると本人が以前弁護士に相談したことがあり、診断書があれば認められる可能性があるという回答をもらったとのこと。SWへ家裁の手続きになる旨説明したところ、診断書の書式について家裁に聞いてみるとのこと。

# ベッドサイド法律相談受理概要

年度	月	性別	年齢	電話のみ	受託	未遂者	相談概要	具体的相談内容
H27	8	男性	40代		○	○	債務整理	多量服薬による自殺未遂により救急搬送後3か月程度入院。現在は統合失調症により、東病院に通院している。債権者から110万円程度の請求が来ており困っている。生活保護受給中であり破産を検討。両親の理解があり支援も得られる。
H27	10	男性	40代		○		家事事件	東病院に精神疾患により入退院を繰り返している子をもつ母親から後見制度のついて説明を受けたいとの相談。本人は自殺企図はないが「死にたい」と言うことはあるとのこと。母親は癌を患っており、子の面倒を自宅で見るのがこの先もできるとは限らない。子の状態から既存の施設では受入れが難しい。
H27	12	女性	10代	○			家事事件	病院で勤務している看護学生である未成年の本人が祖母から口頭で財産の死因贈与を受けていた。祖母は、祖母の娘である、本人の母親によって殺害され服役中(傷害致死と思われる)。現在、祖母のタンス預金が高額なため、病院で預かっているが、法的根拠がないため、なんとかしたい。また、本人のことが心配である。警察へ相談し、警察から市へ繋いでもらっている最中。
H28	1						障害年金	外来患者で難病(慢性呼吸不全)の方。傷病手当金が8月で切れることから障害年金の利用等、今後について相談したいとのこと

# ストレスチェック制度

簡単！

## 導入マニュアル

2015年12月から  
義務づけ

### コンテンツ

ストレスチェックって何ですか？

何のためにやるのでしょうか？

いつまでに何をやればいいのでしょうか？

導入前の準備

ストレスチェックの実施

面接指導の実施と就業上の措置

職場分析と職場環境の改善

何に気をつければいいのでしょうか？

プライバシーの保護

不利益取扱いの防止

# ストレスチェックって何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、**自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査**です。

「労働安全衛生法」という法律が改正されて、**労働者が 50 人以上いる事業所では、2015 年 12 月から、毎年 1 回、この検査を全ての労働者\***に対して実施することが義務付けられました。

※ 契約期間が 1 年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の 4 分の 3 未満の短時間労働者は義務の対象外です。

## 質問票のイメージ

	そ う だ	そ ま あ う だ	ち や が や う	ち が う
<b>あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない -----	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない -----	1	2	3	4
⋮				
<b>最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>				
1. 活気がわいてくる -----	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ -----	1	2	3	4
⋮				
<b>あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。</b>				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司 -----	1	2	3	4
2. 職場の同僚 -----	1	2	3	4
⋮				

# 何のためにやるのでしょうか？

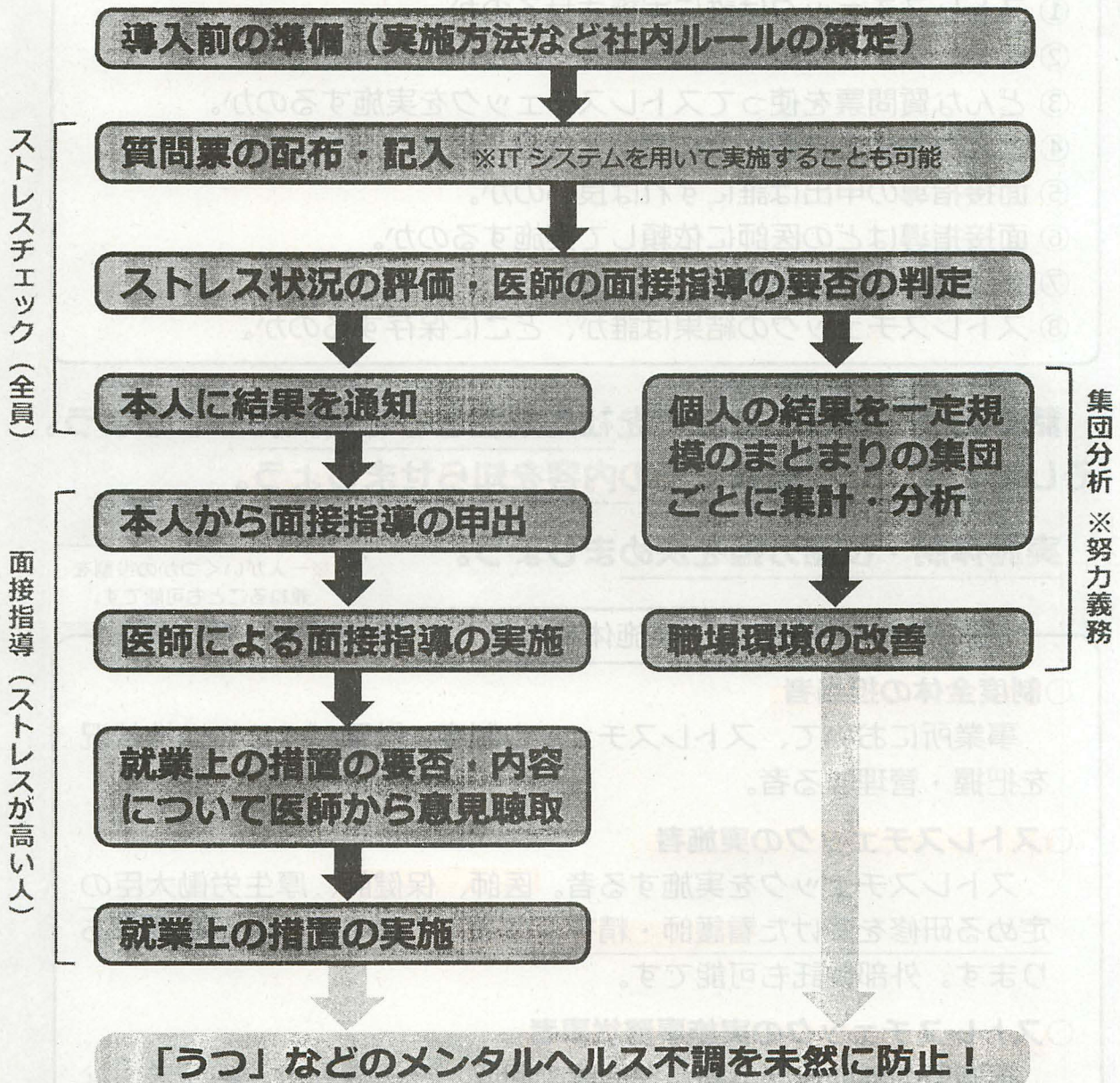
労働者が自分のストレスの状態を知ることによって、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、**「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組み**です。

# いつまでに何をやればいいのでしょうか？

ストレスチェック制度（準備から事後措置まで）は、以下の手順で進めていきます。

**2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、全ての労働者に対して1回目のストレスチェックを実施しましょう。**

## ストレスチェック制度の実施手順



ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。



## 導入前の準備

- まず、会社として「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示しましょう。
- 次に、**事業所の衛生委員会**で、**ストレスチェック制度の実施方法**などを話し合しましょう。

### 話し合う必要がある事項（主なもの）

- ① ストレスチェックは誰に実施させるのか。
- ② ストレスチェックはいつ実施するのか。
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するのか。
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶのか。
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いのか。
- ⑥ 面接指導はどの医師に依頼して実施するのか。
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うのか。
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が、どこに保存するのか。

- **話し合っ**て決まったことを**社内規程**として**明文化**しましょう。  
そして、**全ての労働者にその内容を知らせ**ましょう。
- **実施体制・役割分担**を決めましょう。

※一人がいくつかの役割を兼ねることも可能です。

### 実施体制の例

- **制度全体の担当者**  
事業所において、ストレスチェック制度の計画づくりや進捗状況を把握・管理する者。
- **ストレスチェックの実施者**  
ストレスチェックを実施する者。**医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士**の中から選ぶ必要があります。外部委託も可能です。
- **ストレスチェックの実施事務従事者**  
実施者の補助をする者。質問票の回収、データ入力、結果送付など、個人情報を取り扱う業務を担当します。外部委託も可能です。
- **面接指導を担当する医師**

## ストレスチェックの実施

### ○ 質問票を労働者に配って、記入してもらいましょう。

※1 使用する質問票は、以下の種類の質問が含まれていれば、特に指定はありませんが、何を使えばよいか分からない場合は、国が推奨する 57 項目の質問票（次ページ）を使いましょう。

- ① ストレスの原因に関する質問項目
- ② ストレスによる心身の自覚症状に関する質問項目
- ③ 労働者に対する周囲のサポートに関する質問項目

※2 ITシステムを利用して、オンラインで実施することもできます。厚生労働省がストレスチェック実施プログラムを無料で公開する予定ですので、ご活用下さい。

### ○ 記入が終わった質問票は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が回収しましょう。

注意！ 第三者や人事権を持つ職員が、記入・入力が終わった質問票の内容を閲覧してはいけません！

### ○ 回収した質問票をもとに、医師などの実施者がストレスの程度を評価し、高ストレス<sup>※</sup>で医師の面接指導が必要な者を選びます。

※ 自覚症状が高い者や、自覚症状が一定程度あり、ストレスの原因や周囲のサポートの状況が著しく悪い者を高ストレス者として選びます。選び方が分からない場合は、以下の URL に掲載されている「ストレスチェック制度実施マニュアル」の 40 ページに記載されている基準を参考にするとよいでしょう。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

### ○ 結果（ストレスの程度の評価結果、高ストレスか否か、医師の面接指導が必要か否か）は、実施者から直接本人に通知されます。

注意！ 結果は企業には返ってきません。  
結果を入手するには、結果の通知後、本人の同意が必要です。

### ○ 結果は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が保存します。

※ 結果を企業内の鍵のかかるキャビネットやサーバー内に保管することもできますが、第三者に閲覧されないよう、実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が鍵やパスワードの管理をしなければいけません。

# 国が推奨する 57 項目の質問票 (職業性ストレス簡易調査票)

- A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。**
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない
  2. 時間内に仕事が処理しきれない
  3. 一生懸命働かなければならない
  4. かなり注意を集中する必要がある
  5. 高度の知識や技術が必要でむずかしい仕事だ
  6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
  7. からだを大変よく使う仕事だ
  8. 自分のペースで仕事ができる
  9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる
  10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
  11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
  12. 私の部署内で意見のくい違いがある
  13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない
  14. 私の職場の雰囲気は友好的である
  15. 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない
  16. 仕事の内容は自分にあっている
  17. 働きがいのある仕事だ
- B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。**
1. 活気がわいてくる
  2. 元気がいっぱいだ
  3. 生き生きする
  4. 怒りを感じる
  5. 内心腹立たしい
  6. イライラしている
  7. ひどく疲れた
  8. へとへとだ
  9. だるい
  10. 気がはりつめている
  11. 不安だ
  12. 落ち着かない

13. ゆううつだ
  14. 何をするのも面倒だ
  15. 物事に集中できない
  16. 気分が晴れない
  17. 仕事が手につかない
  18. 悲しいと感じる
  19. めまいがする
  20. 体のふしぶしが痛む
  21. 頭が重かったり頭痛がする
  22. 首筋や肩がこる
  23. 腰が痛い
  24. 目が疲れる
  25. 動悸や息切れがする
  26. 胃腸の具合が悪い
  27. 食欲がない
  28. 便秘や下痢をする
  29. よく眠れない
- C あなたの周りの方々にうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。**  
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？
1. 上司
  2. 職場の同僚
  3. 配偶者、家族、友人等
- あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？
4. 上司
  5. 職場の同僚
  6. 配偶者、家族、友人等
- あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？
7. 上司
  8. 職場の同僚
  9. 配偶者、家族、友人等
- 【回答肢(4段階)】**  
 A そうだ/まあそうだ/ややちがう/ちがう  
 B ほとんどなかった/ときどきあった/しばしばあった/ほとんどいつもあった  
 C 非常に/かなり/多少/全くない  
 D 満足/まあ満足/やや不満足/不満足
- D 満足度について**
1. 仕事に満足だ
  2. 家庭生活に満足だ
- ※ストレスチェック指針(平成27年4月15日)より

## 本人に通知するストレスチェック結果のイメージ

### あなたのストレスプロフィール

ストレスの原因と考えられる因子

ストレスによって起こる心身の反応

ストレス反応に影響を与える他の因子

### <評価結果(点数)について>

項目	評価点(合計)
ストレスの要因に関する項目	〇〇点
心身のストレス反応に関する項目	〇〇点
周囲のサポートに関する項目	〇〇点
合計	〇〇点

<あなたのストレスの程度について>

あなたはストレスが高い状態です(高ストレス者に該当します)。

セルフケアのためのアドバイス

.....

.....

.....

.....

<面接指導の要否について>

医師の面接指導を受けていただくことをおすすめします。  
 以下の申出窓口にご連絡下さい。  
 〇〇〇〇(メール: \*\*\*\*@\*\*\*\* 電話: \*\*\*\*-\*\*\*\*)  
 ※面接指導を申出した場合は、ストレスチェック結果は会社側に提供されます。また、面接指導の結果、必要に応じて就業上の措置が講じられることとなります。  
 ※医師の面接指導ではなく、相談をご希望の方は、下記までご連絡下さい。  
 〇〇〇〇(メール: \*\*\*\*@\*\*\*\* 電話: \*\*\*\*-\*\*\*\*)

## 面接指導の実施と就業上の措置

- ストレスチェック結果で「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出<sup>※1</sup>があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施<sup>※2</sup>しましょう。 *→ 本が断わった場合は強制力が無い。*

※1 申出は、結果が通知されてから1月以内に行う必要があります。

※2 面接指導は申出があってから1月以内に行う必要があります。

- 面接指導を実施した医師から、就業上の措置の必要性の有無とその内容について、意見を聴き<sup>※</sup>、それを踏まえて、労働時間の短縮など必要な措置を実施しましょう。

※ 医師からの意見聴取は、面接指導後1月以内に行う必要があります。

- 面接指導の結果<sup>※</sup>は事業所で5年間保存しましょう。

※ 記録を作成・保存してください。以下の内容が含まれていれば、医師からの報告をそのまま保存しても構いません。

- ① 実施年月日
- ② 労働者の氏名
- ③ 面接指導を行った医師の氏名
- ④ 労働者の勤務の状況、ストレスの状況、その他の心身の状況
- ⑤ 就業上の措置に関する医師の意見

## 職場分析と職場環境の改善 <sup>※努力義務</sup>

- ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団（部、課、グループなど）ごとに集計・分析<sup>※</sup>してもらい、その結果を提供してもらいましょう。

※ 集団ごとに、質問票の項目ごとの平均値などを求めて、比較するなどの方法で、どの集団が、こういったストレスの状況なのかを調べましょう。

注意！ 集団規模が10人未満の場合は、個人特定されるおそれがあるので、全員の同意がない限り、結果の提供を受けてはいけません。原則10人以上の集団を集計の対象としましょう。

- 集計・分析結果を踏まえて、職場環境の改善を行いましょ

## 何に気をつければいいのでしょうか？

ストレスチェック制度は、労働者の個人情報が適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、労働者も安心して受け、適切な対応や改善につなげられる仕組みです。

このことを念頭において、情報の取扱いに留意するとともに、不利益な取扱いを防止しましょう。

## プライバシーの保護

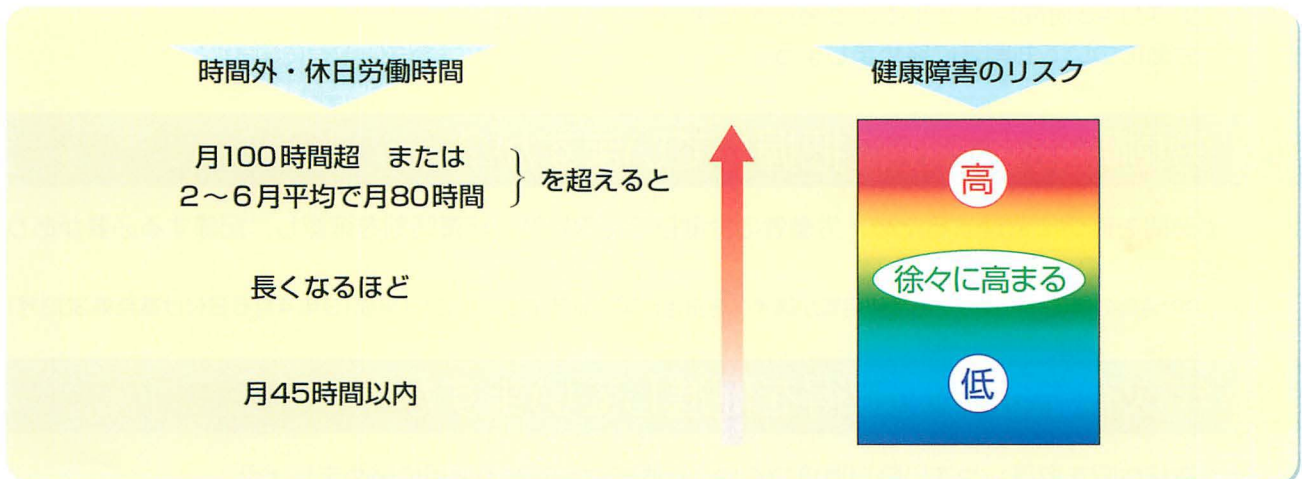
- 事業者がストレスチェック制度に関する労働者の秘密を不正に入手するようなことがあってはなりません。
- ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取り扱った者（実施者とその補助をする実施事務従事者）には、法律で守秘義務が課され、違反した場合は刑罰の対象となります。
- 事業者提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報は、適切に管理し、社内で共有する場合にも、必要最小限の範囲にとどめましょう。

## 不利益取扱いの防止

- 事業者が以下の行為を行うことは禁止されています。
  - ① 次のことを理由に労働者に対して不利益な取扱いを行うこと
    - ・ 医師による面接指導を受けたい旨の申出を行ったこと
    - ・ ストレスチェックを受けないこと
    - ・ ストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと
    - ・ 医師による面接指導の申出を行わないこと
  - ② 面接指導の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行うこと

# 過重労働による健康障害を 防ぐために

過重労働による健康障害防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。



「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）は、長時間労働者への医師による面接指導制度の創設などの労働安全衛生法等の改正を踏まえ、平成14年2月より推進してきた旧総合対策をもとに新たに策定されました。

- 1) 上の図は、労災補償に係る新しい脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- 2) 業務の過重性は、労働時間のみによって、評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- 3) 「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- 4) 2～6月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超えるという意味です。

# ① 時間外・休日労働時間を削減しましょう

## □ 36協定は限度基準等に適合したものとなっていますか？

36協定（時間外労働に関する協定）で定める延長時間については、次の限度時間が定められています。

期 間	1 週間	2 週間	4 週間	1 箇月	2 箇月	3 箇月	1 年間
限度時間	15時間	27時間	43時間	45時間	81時間	120時間	360時間

「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省公示第154号）

- 限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる事情「特別の事情」は臨時的なものに限るとされています。
- 自動車運転者については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）に適合した36協定とする必要があります。
- 月45時間を超えて時間外労働を行わせることが可能な場合でも、健康障害防止の観点から、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

## □ 労働時間を適正に把握していますか？

- 労働時間を適切に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録する必要があります。  
※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」（平成13年4月6日付け基発第339号）

## □ 年次有給休暇の取得を促進していますか？

- 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用に努めましょう。

## □ 労働時間等の設定の改善のための措置を実施していますか？

- 労働時間等の設定の改善を図るため、労働時間等設定改善指針に基づき、必要な措置を講じましょう。

事業者は、裁量労働制対象労働者や管理・監督者についても、健康確保のための責務があることなどに留意して、過重労働とならないよう十分な注意喚起を行うなどの措置を講ずるよう努めましょう。




## ② 健康管理体制の整備・健康診断の実施を図りましょう

### □ 産業医及び衛生管理者等を選任していますか？

- 労働者の健康管理のため、事業場において選任した産業医及び衛生管理者等に健康管理に関する職務を適切に行わせましょう。
- 産業医を選任する義務のない事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）では、**地域産業保健センター**の産業保健サービスを活用しましょう。

### □ 衛生委員会等を設置していますか？

- 衛生委員会等において「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」をはじめ健康管理について適切に調査審議を行いましょう。

面接指導等を適切に実施するため（面接指導等については右ページ  を参照してください。）、以下の事項について調査審議を行い、この結果に基づく必要な措置を講じましょう。

- ① 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること。
- ② 面接指導等の申出が適切に行われるための環境整備に関すること。
- ③ 面接指導等の申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること。
- ④ 面接指導等を実施する場合における事業場で定める必要な措置の実施に関する基準の策定に関すること。
- ⑤ 事業場における長時間労働による健康障害防止対策の労働者への周知に関すること。

### □ 健康診断を確実に実施していますか？

- 労働者に対し、**1年以内に1回の定期健康診断を実施しなければなりません。**
- **深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内に1回の特定業務従事者健康診断を実施しなければなりません。**
- 血圧等一定の健康診断項目に異常の所見がある労働者には、労災保険制度による二次健康診断等特定保健指導に関する給付（二次健康診断等給付）制度を活用しましょう。
- 深夜業に従事する労働者は、自発的健康診断受診支援事業助成金制度を利用できます。

### □ 健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

- 有所見者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、**必要な事後措置を講じなければなりません。**
- 健康診断は、健康管理のための基礎となるものであり、過重労働による健康障害を防止するための就業上の措置を考える良い機会です。わからないことは、気軽に産業医、地域産業保健センター、健康診断を実施した機関などに相談しましょう。
- 労働者の健康保持増進（THP：トータルヘルス・プロモーション・プラン）の実施にも努めましょう。  
※「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）
- 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の活用を図りましょう。



## ③ 長時間労働者に対し面接指導等を実施しましょう

### 医師による面接指導の対象となる労働者は…

時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者（申出による）  
※ただし、期日前1月以内に面接指導を受けた労働者等、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。

#### ○ 時間外・休日労働時間が月100時間を超えたら…

**事業者** 申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。  
時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。

**労働者** 面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

**産業医** 労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。  
面接指導に当たっては「長時間労働者への面接指導チェックリスト(医師用)」等を活用しましょう。

これ以外の者は、

### 面接指導または面接指導に準ずる措置※(以下、「面接指導等」という)の対象となる労働者は…

- ① 長時間の労働（時間外労働・休日労働時間が1月当たり80時間超）により、疲労の蓄積が認められ、又は、健康上の不安を有している労働者（申出による）
- ② 事業場において定められた基準に該当する労働者

※ 面接指導に準ずる措置の例 例1) 労働者に対し保健師等による保健指導を行う  
例2) チェックリストで疲労蓄積度を把握し必要な労働者に対し面接指導を行う  
例3) 事業者が産業医等から事業場の健康管理について助言指導を受ける

#### ① 時間外・休日労働時間が月80時間を超えたら…

**事業者** 申出をした労働者に対し、面接指導等を実施するよう努めましょう。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。

**労働者** 面接指導等の申出をし、面接指導等を受けましょう。

#### ② 事業場において基準を設定するに当たっては…

※ 時間外・休日労働時間が月100時間又は2～6月平均で月80時間を超えたら…

**事業者** 該当する全労働者が面接指導の対象となるよう基準を設定し、面接指導を実施するよう努めましょう。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。

**労働者** 面接指導等を受けましょう。

※ 時間外・休日労働時間が月45時間を超えたら…

**事業者** 健康への配慮が必要な者が面接指導等の措置の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

ア 面接指導等（医師による面接指導及び面接指導に準ずる措置をいう。以下同じ。）の実施等

(7) 事業者は、労働安全衛生法等に基づき、労働者の時間外・休日労働時間に応じた面接指導等を次のとおり実施するものとする。

① 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超える労働者であって、申出を行ったものについては、医師による面接指導を確実に実施するものとする。

② 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超える労働者であって、申出を行ったもの（①に該当する労働者を除く。）については、面接指導等を実施するよう努めるものとする。

③ 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超える労働者（①に該当する労働者を除く。）又は時間外・休日労働時間が2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超える労働者については、医師による面接指導を実施するよう努めるものとする。

④ 時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者で、健康への配慮が必要と認められた者については、面接指導等の措置を講ずることが望ましいものとする。

(イ) 事業者は、労働安全衛生法等に基づき、面接指導等の実施後の措置等を次のとおり実施するものとする。

① (7)の①の医師による面接指導を実施した場合は、その結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、遅滞なく医師から意見聴取するものとする。また、その意見を勘案し、必要があると認めるときは、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など適切な事後措置を講ずるものとする。

② (7)の②から④までの面接指導等を実施した場合は、①に準じた措置の実施に努めるものとする。

③ 面接指導等により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、面接指導を行った医師、産業医等の助言を得ながら必要に応じ精神科医等と連携を図りつつ対応するものとする。

イ 面接指導等を実施するための手続等の整備

(7) 事業者は、アの面接指導等を適切に実施するために、衛生委員会等において、以下の事項について調査審議を行うものとする。また、この結果に基づく必要な措置を講ずるものとする。

① 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること。

② 面接指導等の申出が適切に行われるための環境整備に関すること。

③ 面接指導等の申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること。

④ アの(7)の②から④までに該当する者その他の者について面接指導等を実施する場合における事業場で定める必要な措置の実施に関する基準の策定に関すること。

⑤ 事業場における長時間労働による健康障害防止対策の労働者への周知に関すること。

(イ) 事業者は、アの(7)の①及び②の面接指導等を実施するに当たっては、その実施方法及び実施体制に関する事項に、

① 労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備

② 申出を行う際の様式の作成

③ 申出を行う窓口の設定

等を含め必要な措置を講じるとともに、労働者が申出を行いやすくする観点に立ってその周知徹底を図るものとする。

ウ 望ましい対応

事業場が常時50人未満の労働者を使用するものである場合には、ア及びイの措置の実施は平成20年4月1日以降となっているが、事業者は、それ以前であっても、過重労働による健康障害防止の観点から、地域産業保健センターを活用しつつ、可能な限り、必要な労働者に対する面接指導等を実施することが望ましいものとする。

なお、当該事業場においてイの手続等の整備を行う場合には、事業者は、衛生委員会等に代えて、労働安全衛生規則第23条の2に基づき設けた関係労働者の意見を聴くための機会を利用することが望ましいものとする。

(3) 過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の措置

事業者は、過重労働による業務上の疾病を発生させた場合には、産業医等の助言を受け、又は必要に応じて労働衛生コンサルタントの活用を図りながら、次により原因の究明及び再発防止の徹底を図るものとする。

ア 原因の究明

労働時間の適正管理、労働時間及び勤務の不規則性、拘束時間の状況、出張業務の状況、交替制勤務・深夜勤務の状況、作業環境の状況、精神的緊張を伴う勤務の状況、健康診断及び面接指導等の結果等について、多角的に原因の究明を行うこと。

イ 再発防止

上記アの結果に基づき、衛生委員会等の調査審議を踏まえ、上記2から5の(2)までの措置に則った再発防止対策を樹立し、その対策を適切に実施すること。

御不明の点は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署、  
都道府県産業保健推進センター・地域産業保健センターへお問い合わせください。

# 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置

## 1 趣旨

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、当該医学的知見を踏まえると、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、厚生労働省においては、平成14年2月から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(以下「旧総合対策」という。)に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、今般、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに的確に対処するため、必要な施策を整備充実する労働安全衛生法等の改正が行われたところである。

本措置は、このような背景を踏まえ、過重労働による労働者の健康障害を防止することを目的として、以下のとおり、事業者が講ずべき措置を定めたものである。

## 2 時間外・休日労働時間の削減

(1) 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであり、また、時間外・休日労働時間(休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいう。以下同じ。)が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まるとの医学的知見が得られている。このようなことを踏まえ、事業者は、労働基準法第36条に基づく協定(以下「36協定」という。)の締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者とともにその内容が「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号。以下「限度基準」という。)に適合したものとなるようにするものとする。

また、限度基準第3条ただし書又は第4条に定める「特別の事情」(限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる事情)を定めた36協定については、この「特別の事情」が臨時的なものに限るとされていることに留意するものとする。さらに、月45時間を超えて時間外労働を行わせることが可能である場合であっても、事業者は、実際の時間外労働を月45時間以下とするよう努めるものとする。

さらに、事業者は、休日労働についても削減に努めるものとする。

(2) 事業者は、「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置等に関する基準について」(平成13年4月6日付け基発第339号)に基づき、労働時間

の適正な把握を行うものとする。

(3) 事業者は、裁量労働制対象労働者及び管理・監督者についても、健康確保のための責務があることなどに十分留意し、当該労働者に対し、過重労働とならないよう十分な注意喚起を行うなどの措置を講ずよう努めるものとする。

## 3 年次有給休暇の取得促進

事業者は、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用等により年次有給休暇の取得促進を図るものとする。

## 4 労働時間等の設定の改善

事業者は、過重労働による健康障害を防止する観点から、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第4条第1項に基づき、労働時間等の設定の改善に適切に対処するために必要な事項について定める労働時間等設定改善指針が平成18年4月1日から適用されることに留意しつつ、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 5 労働者の健康管理に係る措置の徹底

(1) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等

### ア 健康管理体制の整備及び健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法に基づき、産業医や衛生管理者等を選任し、その者に事業場における健康管理に関する職務等を適切に行わせるとともに、衛生委員会等を設置し、適切に調査審議を行う等健康管理に関する体制を整備するものとする。

なお、事業場が常時50人未満の労働者を使用するものである場合には、地域産業保健センターの活用を図るものとする。

また、事業者は、労働安全衛生法に基づき、健康診断、健康診断結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置、保健指導等を確実に実施するものとする。特に、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6月以内ごとに1回の健康診断を実施しなければならないことに留意するものとする。

### イ 自発的健康診断受診支援助成金の活用等

事業者は、深夜業に従事する労働者を対象とした自発的健康診断受診支援助成金制度や血圧等一定の健康診断項目に異常の所見がある労働者を対象とした二次健康診断等給付制度の活用について、労働者への周知に努めるものとするとともに、労働者からこれらの制度を活用した健康診断の結果の提出があったときには、その結果に基づく事後措置についても講ずる必要があることについて留意するものとする。

また、事業者は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康保持増進を図るための措置を継続的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等

# 平成27年 横須賀市

## 自殺者数と自殺未遂者の支援状況

### 及び自殺者の分析



横須賀市健康部保健所健康づくり課

# 目 次

第1節 横須賀市の自殺者の状況	1
1 厚生労働省人口動態統計	1
2 警察庁自殺統計(自殺日・住居地)	1
第2節 横須賀市の自殺者分析(特別集計)について	2
1 自殺統計原票データの特別集計	2
2 横須賀市の自殺分析(平成22年～26年)	2
第3節 横須賀市の自殺未遂者の支援状況	8
1 平成27年4月～12月までの自殺未遂者	8
2 自殺未遂者の対応状況	11
第4節 横須賀市自殺未遂者検討会	12
資料 平成28年度国における自殺対策予算概算要求の概算	13

# 第1節 平成27年横須賀市の自殺者の状況

## 1 厚生労働省人口動態統計

(1)平成27年の自殺者数(暫定値)

(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
横須賀市	7	4	6	8	1	4	9	9	3	4	5	8	68
神奈川県	114	110	150	135	129	114	151	124					1,027
全国	1,874	1,687	2,195	2,020	2,155	1,944	1,966	1,859					15,700

(2)平成26年までの自殺者数

(人)

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
横須賀市	108	96	97	95	103	94	107	82	97	84	82	75	96
神奈川県	1,670	1,791	1,716	1,707	1,683	1,820	1,871	1,908	1,890	1,872	1,659	1,606	1552
全国	29,949	32,109	30,247	30,553	29,921	30,827	30,229	30,707	29,544	28,896	26,433	26,063	24,398

(3)平成26年までの自殺率

(%)

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
横須賀市	25.1	22.3	22.6	22.3	24.3	22.3	25.4	19.5	23.2	20.2	19.8	18.3	23.6
神奈川県	19.8	20.9	19.9	19.7	19.3	20.8	21.3	21.6	21.2	21.0	18.5	17.9	17.3
全国	23.8	25.5	24.0	24.2	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5

※厚生労働省が集計しています。

※平仮名所定9死之届

※日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上されます。

※自殺・事故等不明の場合は自殺以外とされます。

※翌年9月頃に確定値が公表、その後、各市町村に送付されるため、横須賀市の確定値は、11月頃判明します。

※自殺総合対策大綱の数値目標における自殺死亡率の基になっています。

## 2 警察庁自殺統計(自殺日・住居地)

(1)平成27年の自殺者数(暫定値)

(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
横須賀市	6	8	6	9	1	3	8	7	4	5	6		63
神奈川県	103	104	137	128	115	106	126	111	99	118	97		1,244
全国	2,052	1,766	2,300	2,091	2,235	2,003	2,055	1,901	1,880	2,019	1,869	1,800	23,971

(2)平成26年までの自殺者数

(人)

平成	21年	22年	23年	24年	25年	26年
横須賀市	86	99	76	81	72	89
神奈川県	1,893	1,897	1,882	1,676	1,608	1,468
全国	32,845	31,690	30,651	27,858	27,283	25,427

(3)平成26年までの自殺率

(%)

平成	21年	22年	23年	24年	25年	26年
横須賀市	20.2	23.3	18.0	19.2	17.1	21.1
神奈川県	21.4	21.4	21.1	18.8	17.7	16.1
全国	25.7	24.7	24.0	21.8	21.4	20.0

※警察庁が集計しています。

※人口住居地別自殺日

※総人口(日本における外国人を含む)を対象とし、発見地を基に発見(認知)時で計上されます。

※捜査等により、自殺であると判明した時に計上されます。

※平成21年から発見日・発見地に加え、自殺日・住居地の統計も公表されるようになりました。

※翌年4月頃に確定値が公表されます。

## 第2節 横須賀市の自殺者分析(特別集計)

### 1 自殺統計原票データの特別集計とは

警察庁の「自殺統計原票」を内閣府が詳細に分析し、市町村等の地域別、男女別や原因別等の項目別に分けて公表しています。

地方公共団体が内閣府へ申請をすると、さらに詳細な情報の提供、例えば年代ごとの自殺理由などを受けることができます。これを特別集計といいます。

集計結果を公表する場合は、個々の自殺者の識別を防ぐとともに秘密を保護するため、自殺者数が1または2の場合、そのまま掲げると個々の自殺者識別が可能となる又は秘密が漏れる恐れがある項目には秘匿処理を行う必要があります。

### 2 横須賀市の自殺分析(平成22年～26年) 特別集計から

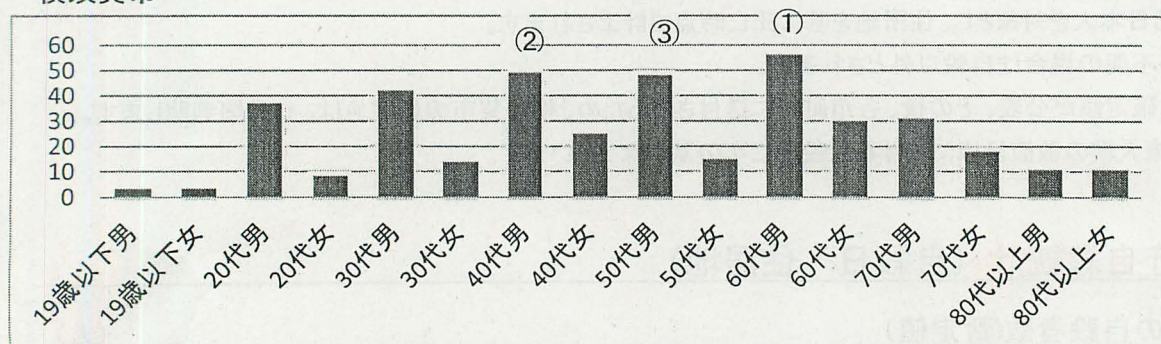
#### (1) 年代男女別自殺者数の比較

横須賀市では、60代男性の自殺が最も多く、次いで40代男性、50代男性となっています。

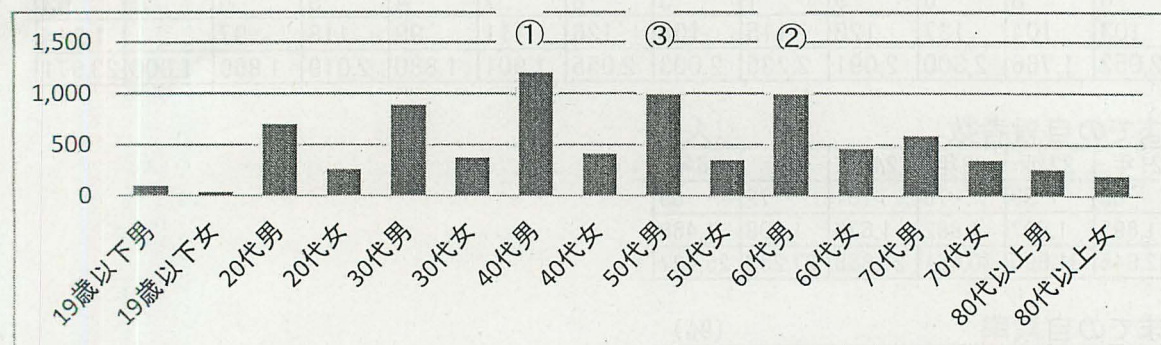
(人)

	19歳以下		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
横須賀市	4	4	38	9	43	15	50	26	49	16	57	31	32	19	12	12	285	132
神奈川県	124	62	727	286	913	391	1,225	436	1,009	376	1,013	484	609	366	288	218	5,908	2,619
全国	1,922	913	10,619	4,290	13,963	5,776	17,157	6,281	18,135	6,265	17,450	7,785	11,231	6,958	6,544	5,655	97,021	43,923

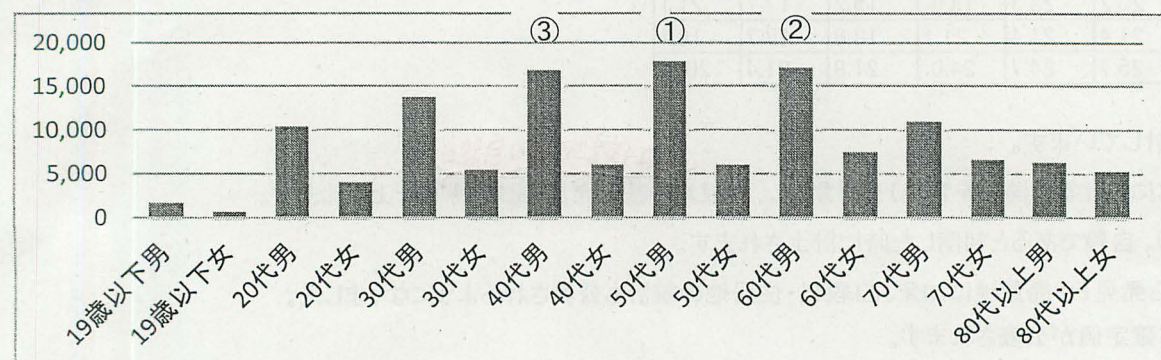
横須賀市



神奈川県



全国



(2)横須賀市の40代～60代男性自殺者の職業別上位

40代男性 (人)			50代男性 (人)			60代男性 (人)		
1	被雇用者・勤め人	21	1	無職者	24	1	無職者 (うち年金・雇用保険)	40 (16)
2	無職者	19	2	被雇用者・勤め人	17	2	被雇用者・勤め人	8
3	自営業・家族従業者	6	3	自営業・家族従業者	4	2	自営業・家族従業者	8

(3)横須賀市の40代～60代男性の自殺原因・動機上位 及びその主な理由

40代男性 (人)			50代男性 (人)			60代男性 (人)		
1	経済・生活問題	17	1	健康問題	13	1	健康問題	23
	うち負債	(6)		うちうつ病	(6)		うち身体の病気	(12)
	うち生活苦	(5)		うちその他の精神疾患	(4)		うちうつ病	(4)
	うち失業	(4)	うちその他の精神疾患	(5)	うちその他の精神疾患		(5)	
2	健康問題	13	2	経済・生活問題	9	2	家庭問題	13
	うちうつ病	(6)		うち負債	(4)		うち夫婦関係不和	(4)
	うち統合失調症	(3)		うち生活苦	(3)		うち介護看病疲れ	(3)
	うち身体の病気	(3)						
3	勤務問題	12	3	家庭問題	6	3	経済・生活問題	10
	うち職場の人間関係	(4)					うち負債	(4)
	うち仕事の失敗	(3)						
	うち仕事の疲れ	(3)						

(4)横須賀市の40代～60代男性の同居の有無

	同居有	同居無	不詳	計
40代男性	33	15	2	50
50代男性	33	15	1	49
60代男性	33	23	1	57

(5)横須賀市の40代～60代男性の自殺未遂歴の有無

	未遂歴有	未遂歴無	不詳	計
40代男性	5	31	14	50
50代男性	6	34	9	49
60代男性	4	44	9	57

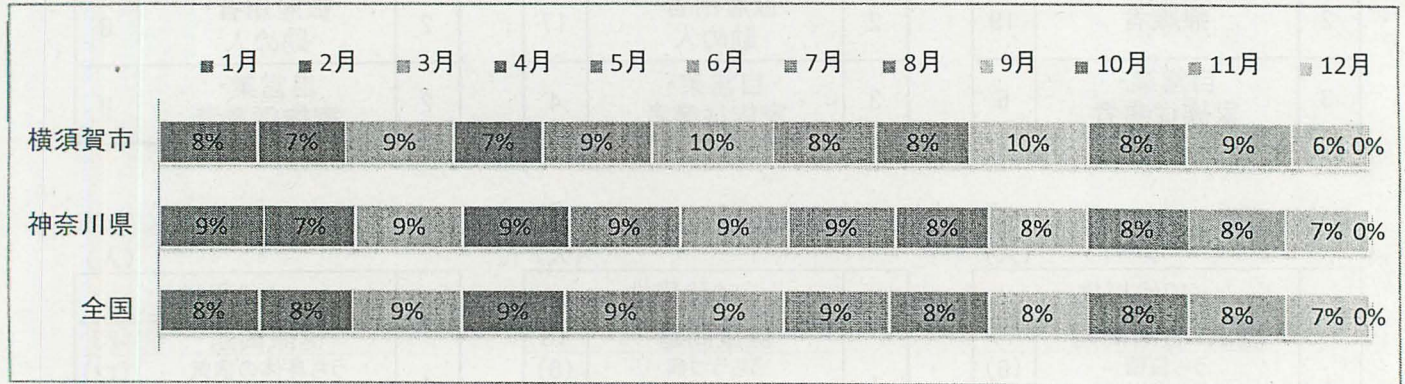


## (6) 月別自殺者数

横須賀市は、6月と9月がもっとも多くなっています。

(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不詳
横須賀市	34	30	37	31	38	42	35	32	42	33	36	26	1
神奈川県	738	639	751	761	790	760	750	660	706	703	676	584	13
全国	11,699	10,779	12,711	12,163	13,323	12,389	12,283	11,711	11,798	11,536	11,241	9,785	134

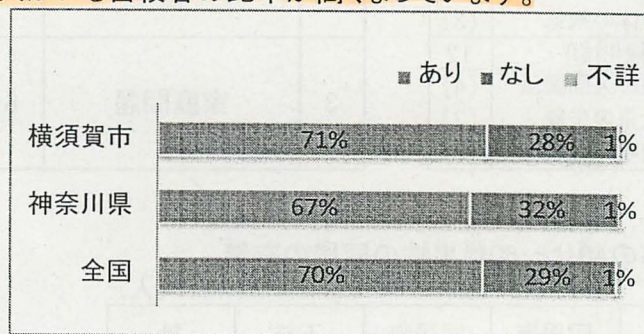


## (7) 同居人の有無

横須賀市は、全国、神奈川県と比べ同居人がいる自殺者の比率が高くなっています。

(人)

	あり	なし	不詳
横須賀市	296	117	4
神奈川県	5,713	2,742	76
全国	99,147	40,540	1,865

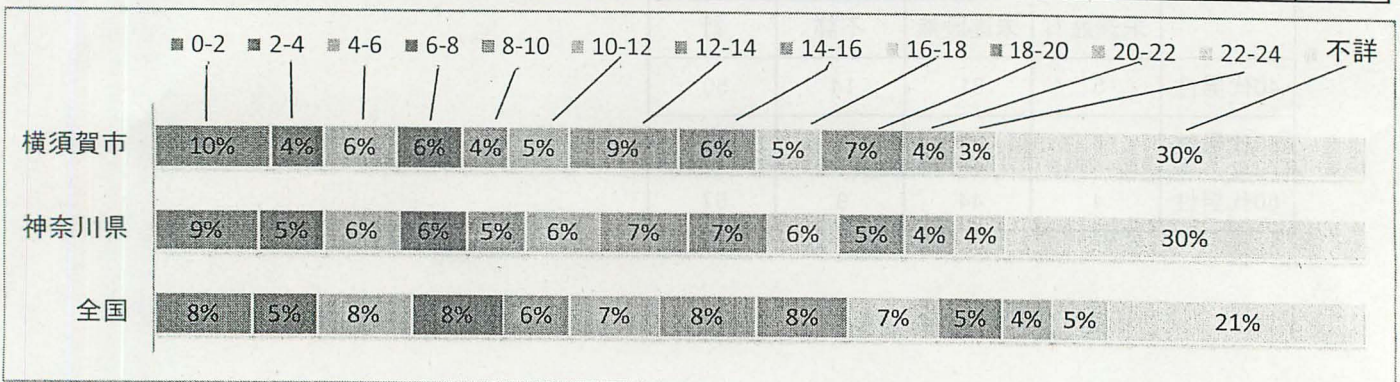


## (8) 時間別自殺者数

横須賀市の自殺時間帯は、不詳を除くと、「0時～2時」が最も多く、次いで「12時～14時」となっています。

(人)

	0-2時	2-4時	4-6時	6-8時	8-10時	10-12時	12-14時	14-16時	16-18時	18-20時	20-22時	22-24時	不詳
横須賀市	40	18	25	23	16	21	38	27	22	28	18	14	127
神奈川県	735	452	531	487	415	530	626	560	496	458	357	361	2,523
全国	11,438	7,487	10,977	10,922	7,874	10,615	11,349	10,679	10,411	7,614	6,143	6,427	29,616



(2)横須賀市の40代～60代男性自殺者の職業別上位

40代男性 (人)			50代男性 (人)			60代男性 (人)		
1	被雇用者・勤め人	21	1	無職者	24	1	無職者 (うち年金・雇用保険)	40 (16)
2	無職者	19	2	被雇用者・勤め人	17	2	被雇用者・勤め人	8
3	自営業・家族従業者	6	3	自営業・家族従業者	4	2	自営業・家族従業者	8

(3)横須賀市の40代～60代男性の自殺原因・動機上位 及びその主な理由

40代男性 (人)			50代男性 (人)			60代男性 (人)		
1	経済・生活問題	17	1	健康問題	13	1	健康問題	23
	うち負債	(6)		うちうつ病	(6)		うち身体の病気	(12)
	うち生活苦	(5)		うちその他の精神疾患	(4)		うちうつ病	(4)
	うち失業	(4)	うちその他の精神疾患	(5)	うちその他の精神疾患		(5)	
2	健康問題	13	2	経済・生活問題	9	2	家庭問題	13
	うちうつ病	(6)		うち負債	(4)		うち夫婦関係不和	(4)
	うち統合失調症	(3)		うち生活苦	(3)		うち介護看病疲れ	(3)
	うち身体の病気	(3)						
3	勤務問題	12	3	家庭問題	6	3	経済・生活問題	10
	うち職場の人間関係	(4)					うち負債	(4)
	うち仕事の失敗	(3)						
	うち仕事の疲れ	(3)						

(4)横須賀市の40代～60代男性の同居の有無

	同居有	同居無	不詳	計
40代男性	33	15	2	50
50代男性	33	15	1	49
60代男性	33	23	1	57

(5)横須賀市の40代～60代男性の自殺未遂歴の有無

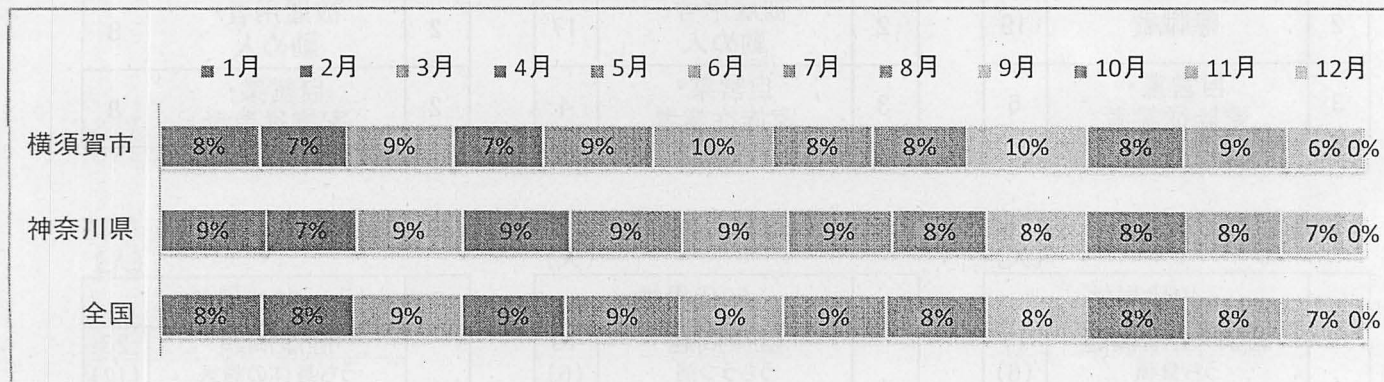
	未遂歴有	未遂歴無	不詳	計
40代男性	5	31	14	50
50代男性	6	34	9	49
60代男性	4	44	9	57

## (6) 月別自殺者数

横須賀市は、6月と9月がもっとも多くなっています。

(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不詳
横須賀市	34	30	37	31	38	42	35	32	42	33	36	26	1
神奈川県	738	639	751	761	790	760	750	660	706	703	676	584	13
全国	11,699	10,779	12,711	12,163	13,323	12,389	12,283	11,711	11,798	11,536	11,241	9,785	134

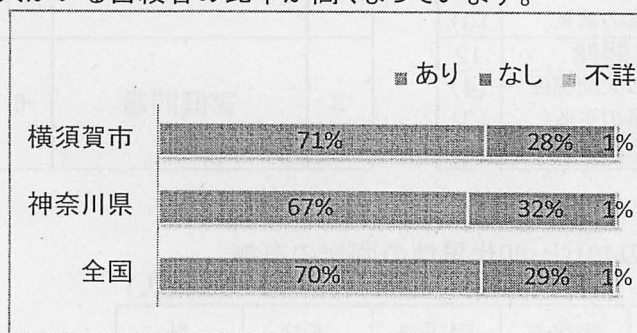


## (7) 同居人の有無

横須賀市は、全国、神奈川県と比べ同居人がいる自殺者の比率が高くなっています。

(人)

	あり	なし	不詳
横須賀市	296	117	4
神奈川県	5,713	2,742	76
全国	99,147	40,540	1,865

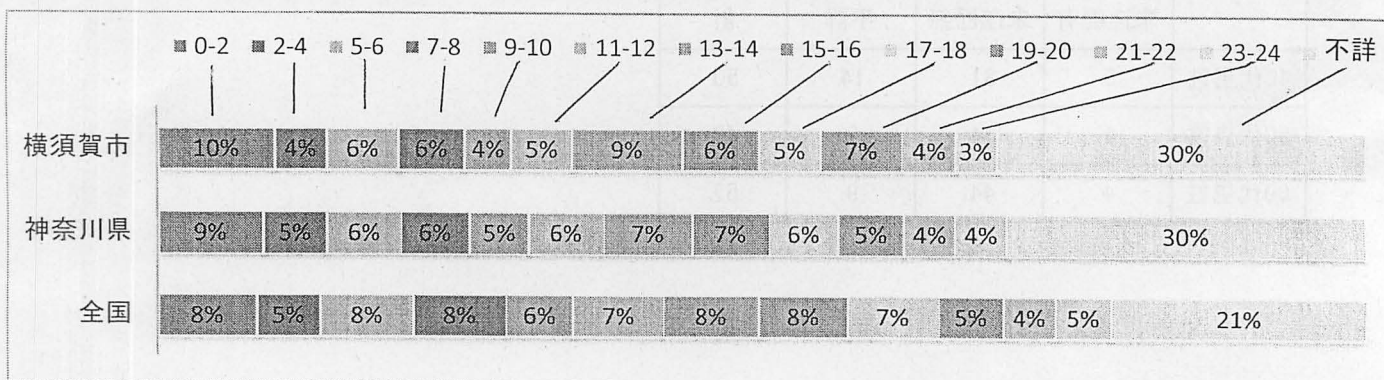


## (8) 時間別自殺者数

横須賀市の自殺時間帯は、不詳を除くと、「0時～2時」が最も多く、次いで「12時～14時」となっています。

(人)

	0-2時	2-4時	4-6時	6-8時	8-10時	10-12時	12-14時	14-16時	16-18時	18-20時	20-22時	22-24時	不詳
横須賀市	40	18	25	23	16	21	38	27	22	28	18	14	127
神奈川県	735	452	531	487	415	530	626	560	496	458	357	361	2,523
全国	11,438	7,487	10,977	10,922	7,874	10,615	11,349	10,679	10,411	7,614	6,143	6,427	29,616

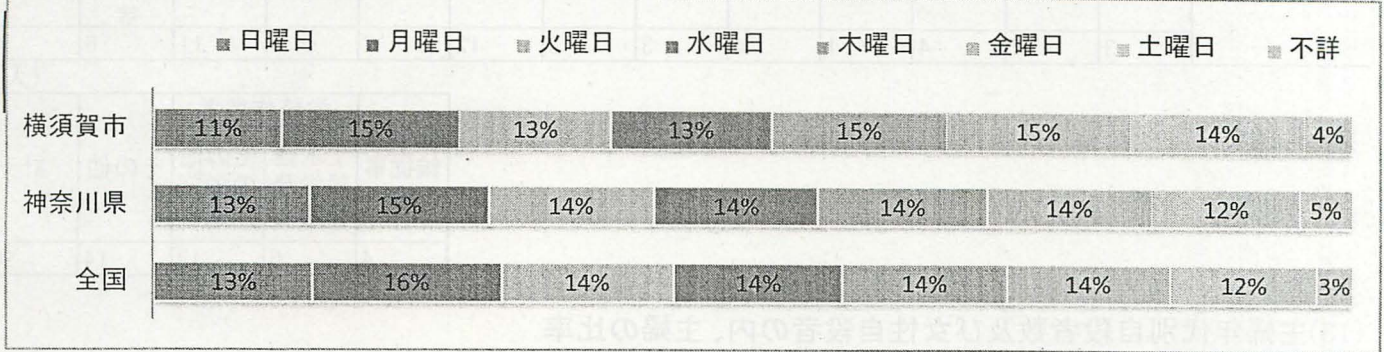


(9)曜日別自殺者数

横須賀市は、全国、神奈川県と比べると、週の前半に自殺が少なく、後半が多くなっています。

(人)

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	不詳
横須賀市	44	62	53	56	61	64	60	17
神奈川県	1,100	1,281	1,181	1,167	1,205	1,177	1,036	384
全国	18,592	22,422	20,430	19,867	19,432	19,304	17,153	4,352

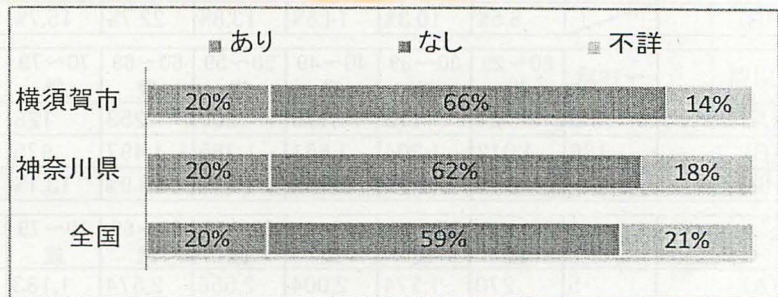


(10)自殺未遂歴別自殺者数

横須賀市は、全国、神奈川県と比べると、「未遂歴なし」の比率が高くなっています。

(人)

	あり	なし	不詳
横須賀市	84	274	59
神奈川県	1,724	5,258	1,549
全国	28,016	83,146	30,390



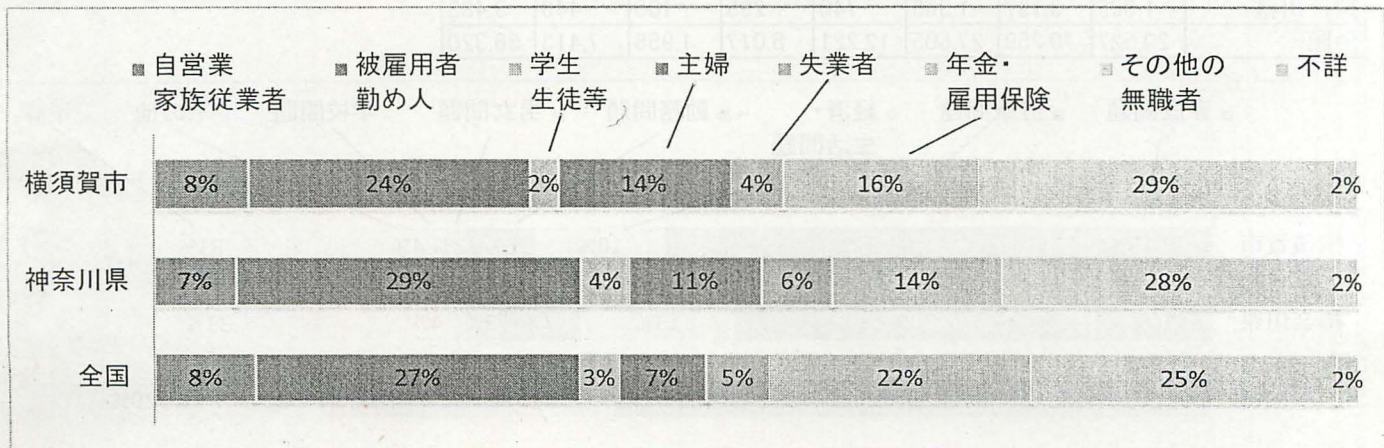
(11)職業別自殺者数

横須賀市は、「その他の無職者」が最も多く、次いで「被雇用者・勤め人」になっています。

全国、神奈川県と比べると、「その他の無職者」と「主婦」の比率が高くなっています。

(人)

	自営業 家族従業者	被雇用者 勤め人	学生 生徒等	主婦	失業者	年金・ 雇用保険	その他 の無職者	不詳
横須賀市	32	98	10	60	18	68	123	8
神奈川県	565	2,463	343	932	506	1,205	2,352	165
全国	11,629	38,370	4,689	10,224	7,371	30,944	35,740	2,585



(12)横須賀市の被雇用者・勤め人内訳

(人)

横須賀市	専門・技術職		管理的職業		事務職	販売従事者			技能工			保安従事者	
	医療・保健従事者	その他の専門・技術職	会社・公団等の役員	その他の管理的職業		販売店員	外交員・セールスマン	サービス従事者	建設職人・配管工	機械工(輸送・精密を除く)	その他の技能工	警察官・自衛官・消防士等	その他の保安従事者
	3	7	4	1	4	3	3	12	7	3	11	6	4

(人)

通信運輸従事者	労務作業者		その他	計
	土木建設労務作業者	その他の労務作業者		
4	5	7	14	98

(13)主婦年代別自殺者数及び女性自殺者の内、主婦の比率

横須賀市	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	計
主婦(A)	0	4	6	11	9	20	8	2	0	60
女性(B)	8	47	58	76	65	88	51	24	0	417
(A)÷(B)		8.5%	10.3%	14.5%	13.8%	22.7%	15.7%	8.3%		

神奈川県	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	計
主婦(A)	0	21	113	176	209	253	128	32	0	932
女性(B)	186	1,013	1,304	1,661	1,385	1,497	975	506	4	8,531
(A)÷(B)		2.1%	8.7%	10.6%	15.1%	16.9%	13.1%	6.3%		

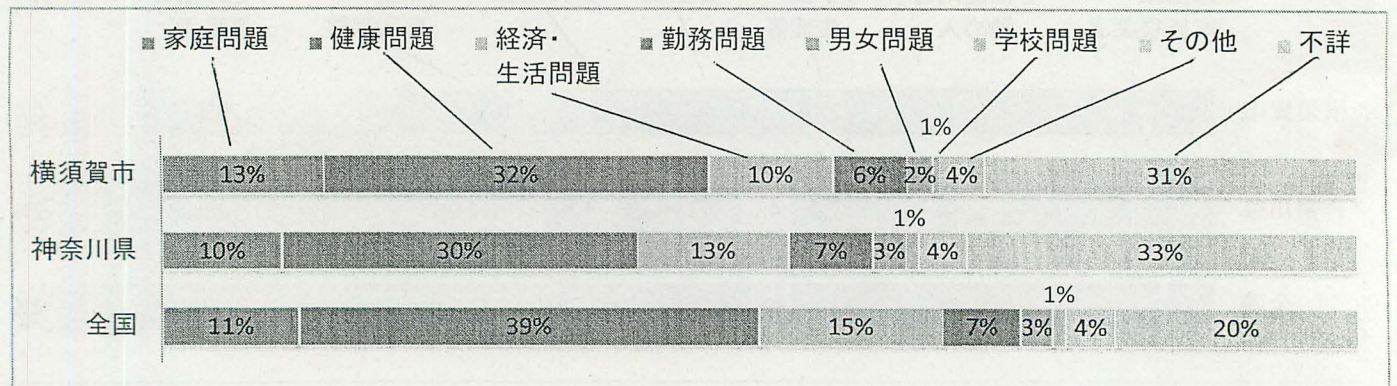
全国	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	計
主婦(A)	5	270	1,274	2,004	2,556	2,574	1,183	358	0	10,224
女性(B)	2,835	14,909	19,739	23,438	24,400	25,235	18,189	12,199	608	141,552
(A)÷(B)	0.2%	1.8%	6.5%	8.6%	10.5%	10.2%	6.5%	2.9%		

(14)原因別自殺者数

横須賀市は、その他の「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」になっています。全国、神奈川県と比べると、「家庭問題」の比率が高くなっています。

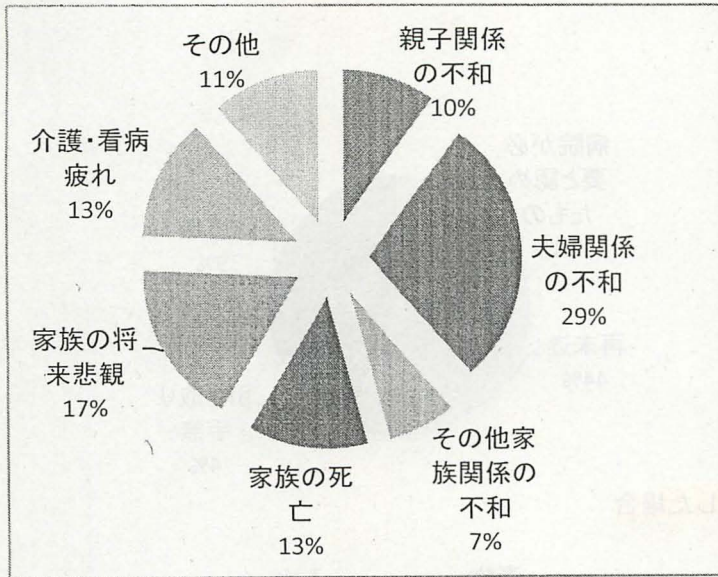
(人)

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
横須賀市	70	169	54	32	11	3	20	162
神奈川県	1,065	3,197	1,365	740	295	105	443	3,488
全国	20,527	70,259	27,505	12,221	5,017	1,956	7,413	36,320



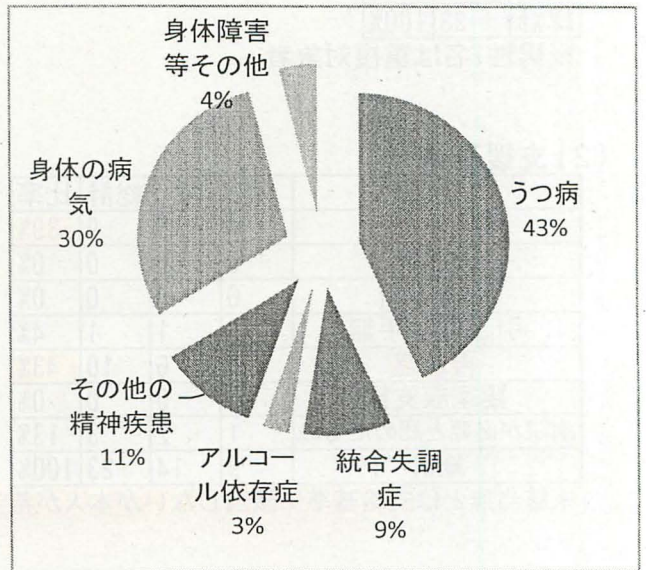
(15)横須賀市家庭問題詳細

親子関係の不和	夫婦関係の不和	その他家族関係の不和	家族の死亡	家族の将来悲観	介護・看病疲れ	その他
7	20	5	9	12	9	8



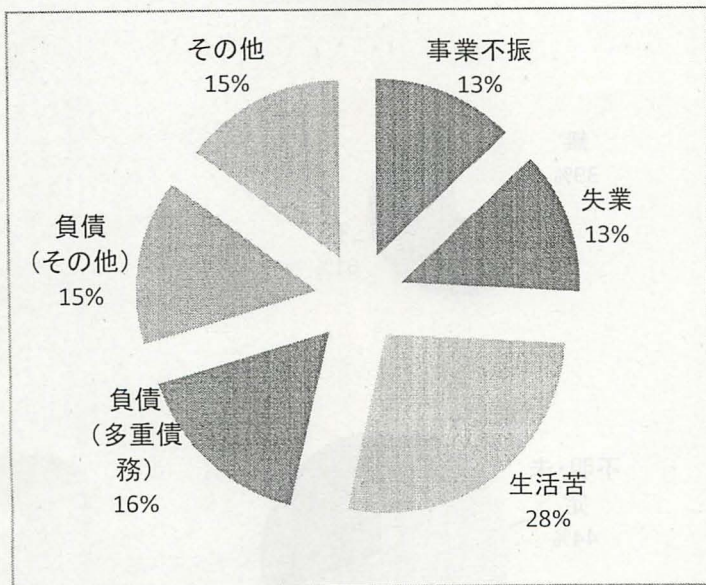
(16)横須賀市健康問題詳細

精神障害				その他	
うつ病	統合失調症	アルコール依存症	その他の精神疾患	身体の病気	身体障害等その他
73	16	5	18	50	7



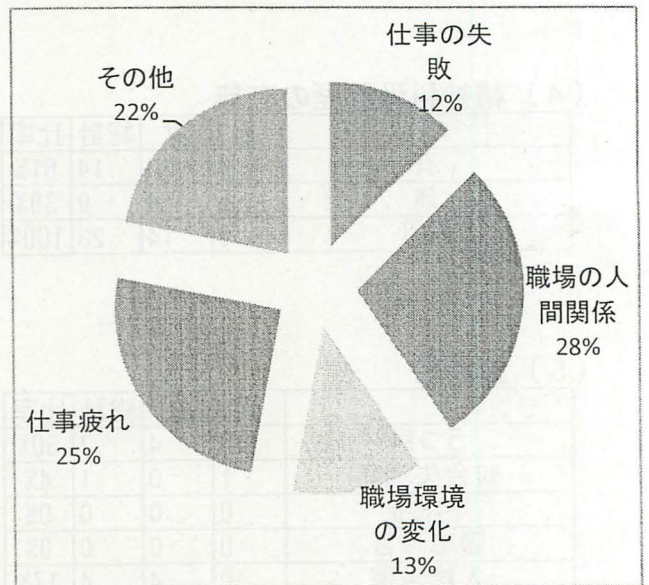
(17)横須賀市経済問題詳細

事業不振	失業	生活苦	負債(多重債務)	負債(その他)	その他
7	7	15	9	8	8



(18)横須賀市勤務問題詳細

仕事の失敗	職場の人間関係	職場環境の変化	仕事疲れ	その他
4	9	4	8	7



# 第3節 平成27年度 横須賀市の自殺未遂者の支援状況

## 1 平成27年4月から12月までの自殺未遂者について

### (1) 支援対象者

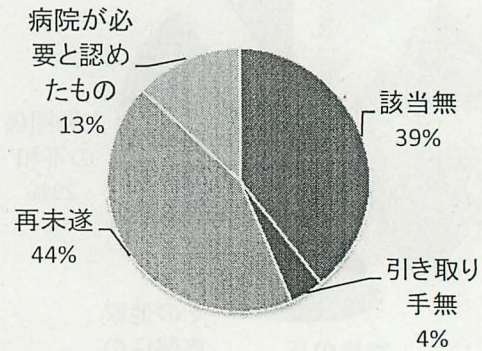
男性	9	39%
女性	14	61%
総計	23	100%

※男性1名は重複対象者

### (2) 支援基準

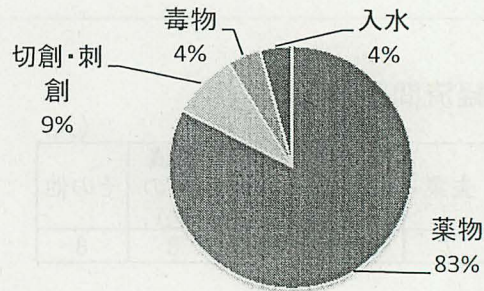
	男	女	総計	比率
該当無(※)	4	5	9	39%
受診無	0	0	0	0%
治療中断	0	0	0	0%
引き取り手無	0	1	1	4%
再未遂	4	6	10	43%
要家族支援	0	0	0	0%
病院が必要と認めたもの	1	2	3	13%
総計	9	14	23	100%

※該当無とは支給基準に該当しないが本人が希望した場合



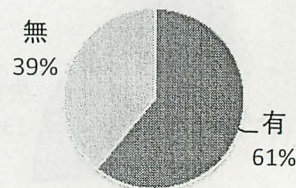
### (3) 未遂方法

	男	女	総計	比率
薬物	7	12	19	83%
切創・刺創	1	1	2	9%
毒物	1	0	1	4%
入水	0	1	1	4%
総計	9	14	23	100%



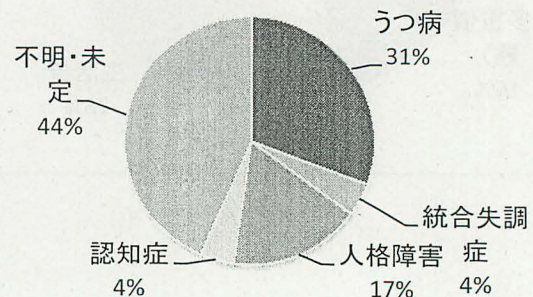
### (4) 精神科受診歴の有無

	男	女	総計	比率
有	4	10	14	61%
無	5	4	9	39%
総計	9	14	23	100%



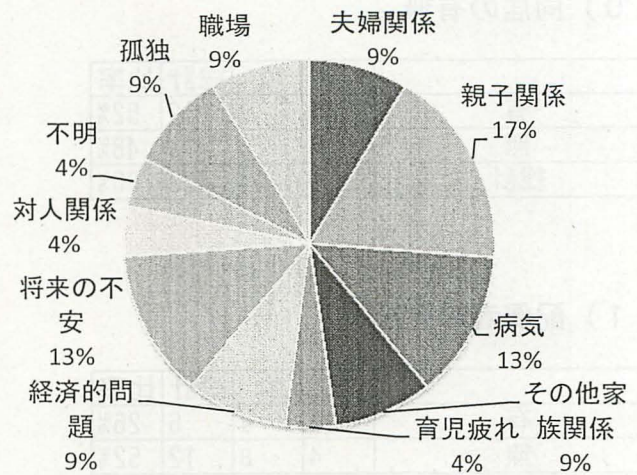
### (5) 診断名

	男	女	総計	比率
うつ病	3	4	7	30%
統合失調症	1	0	1	4%
不眠症	0	0	0	0%
適応障害	0	0	0	0%
人格障害	0	4	4	17%
認知症	0	1	1	4%
不明・未定	5	5	10	43%
総計	9	14	23	100%



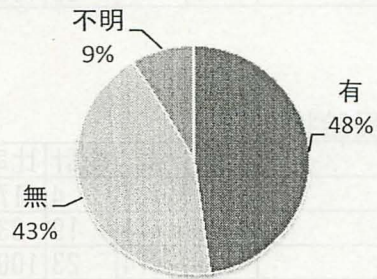
(6) 原因

	男	女	総計	比率
夫婦関係		2	2	9%
親子関係	1	3	4	17%
病気	2	1	3	13%
その他家族関係	0	2	2	9%
育児疲れ	0	1	1	4%
経済的問題	2	0	2	9%
将来の不安	3	0	3	13%
対人関係	1	0	1	4%
不明	0	1	1	4%
孤独	0	2	2	9%
職場	0	2	2	9%
空白	0		0	0%
総計	9	14	23	100%



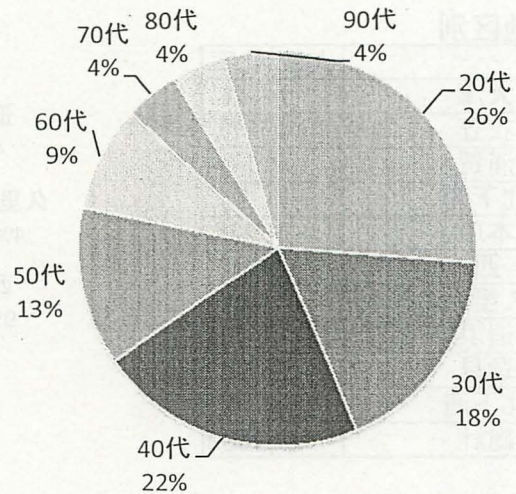
(7) 未遂歴

	男	女	総計	比率
有	3	8	11	48%
無	5	5	10	43%
不明	1	1	2	9%
総計	9	14	23	100%



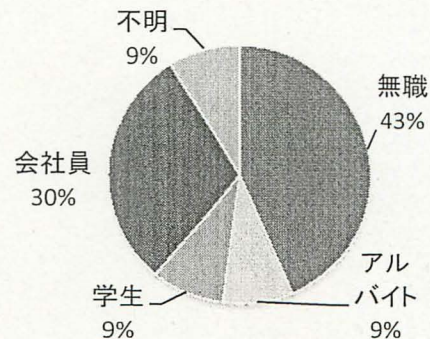
(8) 年齢

	男	女	総計	比率
10代	0	0	0	0%
20代	1	5	6	26%
30代	0	4	4	17%
40代	2	3	5	22%
50代	3	0	3	13%
60代	2	0	2	9%
70代	0	1	1	4%
80代	0	1	1	4%
90代	1	0	1	4%
総計	9	14	23	100%



(9) 職業

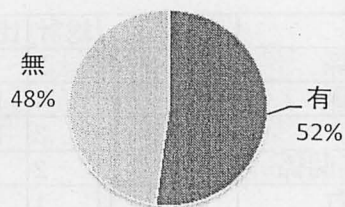
	男	女	総計	比率
無職	4	6	10	43%
アルバイト	1	1	2	9%
学生	0	2	2	9%
会社員	4	3	7	30%
不明	0	2	2	9%
総計	9	14	23	100%





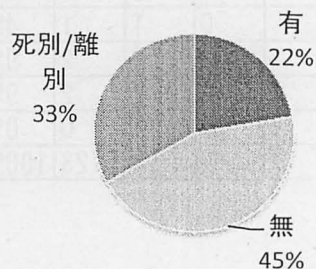
(10) 同居の有無

	男	女	総計	比率
有	3	9	12	52%
無	6	5	11	48%
総計	9	14	23	100%



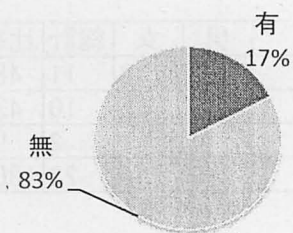
(11) 配偶者の有無

	男	女	総計	比率
有	2	4	6	26%
無	4	8	12	52%
死別/離別	3	2	5	22%
総計	9	14	23	100%



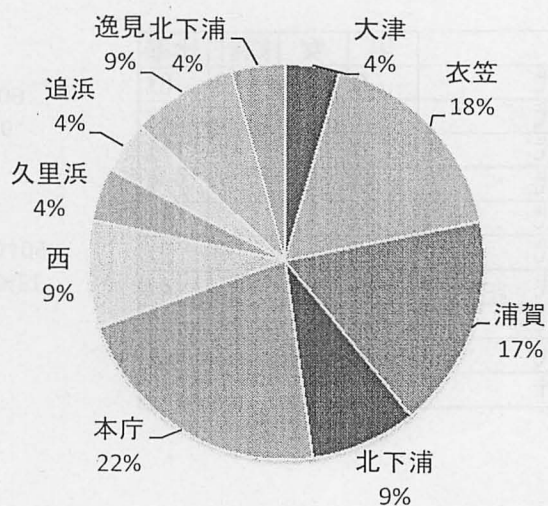
(12) 生保受給状況

	男	女	総計	比率
有	1	3	4	17%
無	8	11	19	83%
総計	9	14	23	100%



(13) 地区別

	人数	比率
大津	1	4%
衣笠	4	17%
浦賀	4	17%
北下浦	2	9%
本庁	5	22%
西	2	9%
久里浜	1	4%
追浜	1	4%
逸見	2	9%
北下浦	1	4%
総計	23	100%



## 2 自殺未遂者の対応状況について

---

### (1)初回面接

共済病院	10	43%
自宅	3	13%
所内面接	0	0%
病院(共済病院除く)	0	0%
電話	9	39%
連絡するが応答なし	0	0%
拒否	1	4%
合計	23	100%

### (2)初回面接以降の対応

所内面接(初回除く)	2
電話相談	59
メール相談	6
訪問(初回除く)	26
医療機関 受診同行	1
相談窓口同行	1
合計	95

### (3)関係機関連絡

生活福祉課	8
医療機関	16
障害福祉課	2
DV相談	1
その他	6
合計	33

## 第4節 平成27年度 横須賀市自殺未遂者検討会

### 1 第1回横須賀市自殺未遂者検討会 (うわまち病院)

- (1)日時 平成27年11月12日(木) 14:00～15:00
- (2)場所 横須賀市立うわまち病院 会議室
- (3)出席者 うわまち病院:  
本多救命救急センター長、藤代精神科部長、角井救命救急センター看護師長  
金城地域医療連携室主任、四方医療相談室員、高野総務課長  
大滝座長、中丸消防・救急課長
- (4)議事  
・横須賀市の自殺の現状及び搬送人員  
・自殺未遂者支援実績  
・うわまち病院における自殺未遂者への対応状況
- (5)意見交換  
・うわまち病院では支援対象に該当する者がいないため実績がない  
・支援対象者を広げていくべきでは

### 2 第2回横須賀市自殺未遂者検討会 (横須賀共済病院)

- (1)日時 平成28年1月7日(木) 17:30～18:30
- (2)場所 横須賀共済病院 講堂
- (3)出席者 横須賀共済病院:  
内山救命救急センター長、嶋田精神科副部長、伊藤救命救急センター看護師長  
河野リエゾン看護師長、藤田臨床心理士、神山地域連携科事務課長  
山口医療福祉相談室長  
大滝座長、奥原副座長、江畑医師会救急担当理事、中丸消防・救急課長
- (4)議事  
・横須賀市の自殺の現状及び搬送人員  
・自殺未遂者支援実績  
・横須賀市未遂者支援事業実施要領の改訂
- (5)意見交換  
・実施要領を改訂し、支援対象者を広げるのは賛成である  
・支援対象者について、横須賀共済病院は「入院者」になっているが、うわまち病院と同様に「受診した者」にしてはどうか  
・未遂者支援を三浦半島の他市町にも拡大できないか

↓  
見直し方向で検討中

平成28年度予算概算要求額

2,636,215千円

うち、新しい日本のための優先課題  
推進枠 2,500,000千円

## 内閣府自殺対策関係 平成28年度予算概算要求の概要

### 自殺総合対策調査研究等経費 18,508千円

自殺総合対策会議の運営及び自殺防止に資する調査研究等の実施

- 自殺総合対策会議経費
- 自殺対策推進・検証等経費
- 政策課題等調査研究経費
- 自殺総合対策年次報告書作成経費

### 自殺総合対策人材育成経費 17,929千円

自殺総合対策を推進するため、自殺対策従事者への研修等の実施

- 都道府県担当者会議開催経費
- 自殺対策人材養成研修等事業
- 自殺対策官民連携協働会議開催経費

### 自殺総合対策理解促進経費 99,778千円

国民の正しい理解を深め、自殺防止につなげることを目的に普及啓発を実施

- 啓発資料等作成経費
- 自殺対策強化月間広報啓発経費
- 自殺予防相談体制整備充実等経費

### 地域自殺対策強化交付金 2,500,000千円(新規)

自殺総合対策大綱に基づき、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の推進を図るため、地域の実情に応じた取組を行う地方公共団体や民間団体を支援

# 自殺予防総合対策センター（CSP）の今後の業務の在り方について【概要】

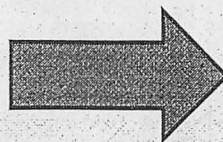
平成27年6月30日 自殺予防総合対策センターの業務の在り方等に関する検討チーム

## 1. 検討の視点

○今後の業務の在り方については、以下の2つの視点が重要

①国における総合的な対策の支援機能の強化

②地域レベルの実践的な取組の支援機能の強化



・精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点  
・国でPDCAサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援

・民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化  
・地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）

## 2. 今後の取組の方向性

### <情報収集・発信>

- CSPと都道府県・地域自殺対策推進センター（仮称）等との連携の強化
- 地域の取組に対する実務的・実践的支援の強化
- メディアとの連携による正確かつ効果的な情報の発信

### <研修>

- 都道府県・地域自殺対策推進センター（仮称）等の人材育成機能・スーパーバイズ機能の強化
- 地域における多様な主体の参画による地域のシステム作りへの支援の強化

### <調査研究>

- 国の総合的な政策の企画立案・PDCA・関連施策の連携につながる調査研究の推進
- 地方公共団体が自殺対策行動計画等を策定する際の参考事例等の把握と分析
- 精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究の推進
- 自殺のリスクアセスメント、リスクマネジメントの手法の開発
- CSPと都道府県・地域自殺対策推進センター（仮称）等との継続的関係の構築による地域ニーズの把握と分析

### <ネットワーク・民間支援>

- 基礎自治体や民間団体等によるネットワーク等との連携
- 生活困窮者自立支援法、アルコール健康障害対策基本法、過労死等防止対策推進法等の自殺対策に関連の深い法律等に基づく取組との連携
- 精神保健分野、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連分野との連携

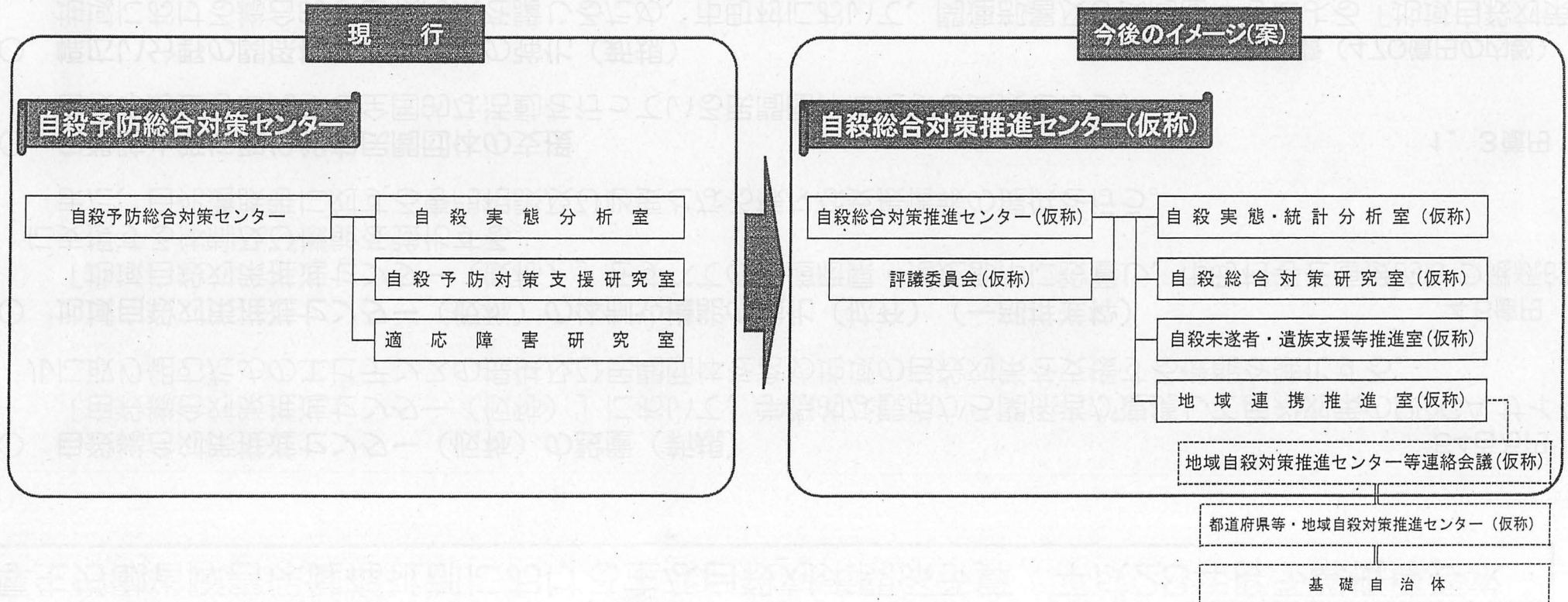
### <政策決定支援>

- 国や地方公共団体がPDCAサイクルを回すに当たってのエビデンスに基づく改善策を提示
- 国が長期的に進むべき自殺総合対策（政策）の方向性の提示

今後の取組及び組織に関する方向性を基本的な考え方としながら、その具体化に向けた必要な措置を国、国立精神・神経医療研究センター及びCSPにおいて検討し、平成28年度より順次実現を目指していく

### 3. 今後の組織の在り方

- 名称を「自殺予防総合対策センター」から「自殺総合対策推進センター(仮称)」に変更
- 外部有識者で構成される「評議委員会(仮称)」を設置し、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な観点を調査・研究をはじめとする取組に反映
- 「自殺実態分析室」を「自殺実態・統計分析室(仮称)」に変更し、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な観点からの分析を強化
- 「自殺予防対策支援研究室」を「自殺総合対策研究室(仮称)」に変更し、民学官が連携してPDCAサイクルを回すに当たっての政策に資する調査研究を強化
- 「地域連携推進室(仮称)」を新設するとともに、「地域自殺対策推進センター等連絡会議(仮称)」の開催を通じて、都道府県等や「地域自殺対策推進センター(仮称)」との連携を強化
- 「自殺未遂者・遺族支援等推進室(仮称)」を設置し、自殺未遂者や自死遺族支援等の取組を強化



## 厚生労働省障害保健福祉部における主な自殺対策関係予算 平成28年度予算概算要求

- 自殺総合対策推進センター（仮称）の設置（新規） 54百万円  
「自殺総合対策推進センター（仮称）」において、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化する。
- 地域自殺対策推進センター（仮称）の体制や機能の強化（拡充）（一部推進枠） 4.6億円  
「地域自殺対策推進センター（仮称）」をすべての都道府県・指定都市に設置し、市町村等を直接的かつ継続的に支援する体制及び機能を強化する。  
また、自死遺族等に対する専門相談及び必要となる様々な支援情報の提供を行う。
- 自殺防止等に取り組む民間団体の支援 1.3億円  
自殺の防止等に関する全国的な活動を行っている民間団体に対する支援を行う。
- よ○ 幅広い分野の関係機関との連携の強化（新規） 地域生活支援事業費（470億円の内数）  
地域における総合的な自殺対策を講じるため、市町村において、関連部署及び民間団体等による「地域自殺対策連携調整会議（仮称）」を開催し、幅広い分野の関係機関と連携した取組を強化する。
- 自殺未遂者の再企図の防止 20百万円  
医療機関において、自殺未遂者が搬送された際に再度自殺を図ることを防止するために、精神保健福祉士等によるケースマネジメントを試行的に実施する。
- 自殺未遂者・自死遺族などへの支援を行う人材の養成 4百万円  
自殺未遂者や自死遺族へのケアに携わる人材を養成するため、医療機関の従事者に対する研修を行う。